

巻頭言：イノベーションによる持続的成長への貢献

J+C ECONOMIC JOURNAL

グローバルな視点にたつ日中ビジネス情報誌

平成 29 年 10 月 25 日発行 / 毎月 1 回 25 日発行
11 月号 (No.286)

NOVEMBER
2017
No.286

11

日中経協ジャーナル

<http://www.jc-web.or.jp>



SPECIAL REPORT

中国の サプライサイド構造改革 の課題と展望

FOCUS： 過渡期の国際政治体制下での日中間の構築的協力の可能性
時々刻々： 広東省経済の現状

TOPICS： 創新と技術革新～中国イノベーションの源泉を探る～
省エネ・環境コーナー： 中国における3R推進の動向と課題
中国ビジネス Q&A： 中国における税関によるロイヤリティ課税



表紙写真：中国の自転車シェアリングサービス利用時の様子。中国共産党第19回大会の習近平総書記報告の第5章「新発展理念の貫徹による、現代化経済システムの構築」第1項の「供給側構造改革の深化」において、シェアリングエコノミーは供給側構造改革の新たな動力を形成する分野として例示された。本誌 TOPICS の筆者・倉澤治雄氏は、丸川知雄東大教授の分析を引用しつつ「自転車シェアリングサービス」から、中国都市の「社会変革の予兆」を分析している。(撮影：科学ジャーナリスト・倉澤治雄氏)

一般財団法人 日中経済協会
JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

本誌に記載されている記事などの内容や意見は、外部原稿を含め執筆者個人に属し、日中経済協会の公式意見を示すものではありません。

1 巻頭言

イノベーションによる持続的成長への貢献

■山西健一郎 日中経済協会 副会長、三菱電機株式会社 取締役会長

2 FOCUS

過渡期の国際政治体制下での日中間の構築的協力の可能性

■田村暁彦 政策研究大学院大学 教授

SPECIAL REPORT

中国のサプライサイド 構造改革の課題と展望

6 対症療法にとどまる「供給側改革」 ～求められる市場化を中心とする制度改革～

■関 志雄 株式会社野村資本市場研究所 シニアフェロー

10 金融の「安定」と「市場化」のバランス ～技術進化を活かす工夫を～

■岡寄久実子 一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所 研究主幹

14 中国政府による賃貸住宅の基盤整備 ～賃貸住宅市場拡大方針と農村の土地制度改革～

■曹 雲珍 一般財団法人日本不動産研究所 研究部・国際部 主任研究員

18 時々刻々

広東省経済の現状

■末吉宗近 軟銀通信科技(上海)有限公司 広州分公司

22 TOPICS

創新と技術革新～中国イノベーションの源泉を探る～

■倉澤治雄 科学ジャーナリスト

26 省エネ・環境コーナー

中国における3R推進の動向と課題

■吉田 綾 国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 循環型社会システム研究室 主任研究員

30 中国ビジネス Q&A

中国における税関によるロイヤリティ課税

■鄭 林根 DT弁護士法人 ディレクター 外国弁護士(中国律師)

32 情報クリップ

省エネ・環境技術交流会(天津)の開催 ほか

JCNDA NEWS

2017年9月の日中東北開発協会の活動から

イノベーションによる 持続的成長への貢献



一般財団法人日中経済協会 副会長
三菱電機株式会社 取締役会長

山西 健一郎

今年、日本と中国は、国交正常化から45年を迎えます。そして来年は、平和友好条約締結から40年。2年連続で記念の年を迎えることとなります。

1972年、日中国交正常化時の日中貿易は約11億ドルでした。しかし、現在は約3000億の3000億ドル超に達しています。例えば当社の中国での歩みを見ても、最初に発電設備の発注をいただいた1978年から、40年あまりのうちに約50のグループ会社を中国国内に擁するに至っています。

中国は、2015年に「中国製造2025」と「インターネットプラス」という二つの政策を発表しました。前者は、2049年の建国100年までに、製造大国からトップクラスの製造強国に発展することを目指しており、「中国版Industrie 4.0」とも言われています。一方、「インターネットプラス」は、O2O (online to offline) 市場の拡大を背景としており、消費者へのサービス提供が志向されています。「中国製造2025」と「インターネットプラス」は、上流と下流という意味で一体の政策とも言えます。特に後者は、支付宝(アリペイ)や微信支付(ウィーチャットペイ)といった第三者モバイル決済や、摩拜單車(モバイク)といったシェアリングサービス等が目に見える形で実現され、急速に拡大しています。

O2O市場の拡大は、スマートフォンの急速な浸透によってもたらされたことと言ってもありませんが、イノベーションによる新たなビジネスモデルが、消費者に受け入れられた故でもあります。そして、サービスの普及が新たなデータを生み、そのデータが再び新たなビジネスを創出する好循環にも入ろうとしています。

日本においては、第5期科学技術基本計画(2016年)において、CPS (Cyber Physical System) による社会課題

の解決と経済成長を両立する「Society 5.0」が提唱され、官民がその実現に向けて取組みを加速しています。「Society 5.0」の「5・0」とは、人間社会の発展にあわせ、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く5番目の社会を意味します。また、今年からは、日本の強みでもある現場のリアルデータを共有し、産業界の連携を促すことで競争力を強化する政策「Connected Industries」が、経産省のイニシアティブでスタートしました。第4次産業革命の諸要素をCPSの中でコネクティブして、「Society 5.0」を目指す施策です。

当社も、衛星と測位技術を応用した3次元地図基盤の整備や、安全運転・自動運転技術の社会実装、現場に近いエッジ層でのデータ活用による高効率なファクトリー・オートメーションの実現等で貢献しています。

そして、「中国製造2025」「インターネットプラス」と「Society 5.0」「Connected Industries」はそれらが目指すところが大きく異なるものではありません。高齢化の進展や、環境問題など、社会的側面で両国に共通する課題も多くあります。当然、しばらくの間は現状の延長線として中国をはじめとするアジアの経済・社会の成長は続くでしょう。そして、この成長を本場に「持続可能」なものに昇華させるには、日中企業が協力して、課題解決に取り組み、世界に貢献することが期待されています。

中国と日本が課題を共有し、共同でイノベーションを誘発することが、相互信頼のさらなる醸成と、日中両国をはじめアジアの持続的成長の鍵となるでしょう。

11月には、当会と日本経済団体連合会および日本商工会議所が合同で訪中代表団を派遣します。この場においても、課題認識が共有されることを期待しています。

FOCUS

過渡期の国際政治体制下での日中間の構築的協力の可能性

■ 田村 暁彦

政策研究大学院大学教授

現在、国際社会はグローバル化の反動で政治ユニットがフラグメント化する過程にある。この新しい時代に対応する国際社会の安定化機能を考察し構築する必要がある。そのためには、普遍主義に裏打ちされた正当性ある「権威」をいかに確立し、資源配分・利害調整システムである「規範」体系を構築するかが問われる。日中間協力においてもこの安定化機能を再構築する協力、すなわち「構築的協力」が求められる。「権威」および「規範」体系の構築作業は、透明性・公平性や持続可能性・人権等「普遍的価値」を巡る国際輿論が基盤となる。我が国自身が、普遍的価値を体现する存在となり、国際論壇の活性化を牽引すれば、日中間「構築的協力」を主導的に行うことができるだろう。

「帝国の崩壊」というコンセプトに基づく国際社会の現状分析

日中経済協力を構想するに当たっては、今我々はいかなる時代にいるのか、今後いかなる時代になっていくのかに関する認識を出発点とせざるを得ない。本稿は、現在、国際社会はグローバル化の反動で政治ユニットが「フラグメント化」する過程にあるとの認識に立つ。かかる過程を理解するには、2016年5月の『アステシオン』誌が特集した『帝国の崩壊』というコンセプトが有益な手掛かりとなる。

2016年に同誌が「帝国の崩壊」を特集した契機は、同年がオスマン帝国の分割を欧州列強が取り決めたサイクス・ピコ協定から100

年の節目であったことにある。同協定は、中東のうち特に現在のシリアとイラクを中心とする地域を、主として英仏が各々の「直接統治領域」および「勢力圏」に分割した取極であり、英仏の「勢力圏」の境界線が現在のイラクとシリアの国境線におおむね符合する等、現在の同地域の国境線の基礎となっている。オスマン帝国崩壊後、トルコは祖国解放戦争を経て1923年に共和国として独立を果たした。しかし、イラク、シリア等その他の地域は、いったんは世俗ナシヨナリズム政権が主権国家を確立はしたものの、米国の中東撤退を契機として、池田明史が「主権国家的統合の緩みとアイデンティティ政治の前景化」と描写する展開が開始、現在も進行中である。「国民の創出では

なく亀裂の保全の上に」成立していた主権国家の中心に座る独裁権力が米中撤退後に正当性を喪失すると、宗教や部族を単位とした多様な中間団体がにらみあい殴り合おう展開になった。

次に中国に目を転じる。同誌で岡本隆司は、中国の現状を「帝国の崩壊」の線上で理解しようと試みる。中国の「帝国の崩壊」とは、岡本が「普遍性の重層」と称する清帝国の崩壊である。中東のサイクス・ピコ協定に比定されるのが、対華二十一か条要求であり、列強が中国大陸における自らの勢力範囲を画定した「瓜分」である。しかし、国民国家形成に失敗したオスマン帝国と異なり、中国では、ある種の「漢人ナシヨナリズム」に基づいて国民国家建設が現在

も進行中と考える。(岡本は、儒教的華夷意識と西欧型「ナシヨナリズム」とは多くの差異があるが親和的な側面を持つとする。)清帝国は、支配民族である満州人の介在により、漢人の普遍性、チベット仏教社会、モンゴルの普遍性を重層させていたが、18世紀以降、貿易活動に従事した漢人社会が突出して膨張し、普遍性のバランスが崩れたとする。そして、漢人の普遍性は、清末に日本がすでに摂取していた西洋概念を和文漢読法を通じて吸収し、一元的で均質な国民国家と主権国家体系の構築過程を開始した、というのが岡本の理解である。(中華人民共和国が歴史認識や領土問題で厳しい姿勢を取る今日の現象も、この国民国家建設の力学と関係があるとする。)

米国の「米国第一主義」と「覇権の放棄」、そして国際社会のフラグメント化

「帝国の崩壊」という概念に照らすと、現在トランプ政権の下で「米国第一主義」を標榜して新たな外交政策を追求する米国についても、その歴史的把握が可能になるのではないかと筆者は考える。「米国第一主義」とは、

米国が「帝国たることを放棄する主義」だからである。後述する通り、「帝国」とは普遍主義を貫くことの出来る政治組織、すなわち自己利益と他者利益を同質的に把握する国際政治上の存在と理解できるが、「米国第一主義」とは自国民と他国民の同質的把握からの決別宣言なのである。

（米国の「帝国」性は、第二次大戦後、公共財としてのブレトンウッズ体制の構築を牽引、国際取引の安定性のために自らの莫大な金保有を基盤として金本位制を実施した対応に見られる。西側諸国の復興・経済成長に伴い米国の相対的経済力が低下したことで同体制は終焉を迎えたが、その後金融自由化、債券金融システムの構築、「強いドル」政策を通じて、世界の資本を米国に還流させ海外に再投資する資本還流システムを構築改めて世界経済の牽引者となった。し

かし、リーマン・ショックで「米国民融帝国」は自国民すらも「収奪対象」であることが露呈し、米国民の支持を失う。これが「米国第一主義」すなわち「帝国たることの放棄」の大きな契機となった。）

「米国第一主義」のうち、単なるレトリックを超えて現実化している代表例は通商政策である。TPP離脱、通商法301条調査開始等も挙げられようが、筆者が目下最も懸念するのは、WTO上級委員会の委員選考を米国がブロックしている事態である。同選考過程の停滞により上級委員に欠員が生じ、WTOが擁する司法機能が甚大な不全を来している。今回の米国の対応は、上級委員会が従来から同国の貿易救済措置に厳しい判断を行ってきたことに対する強烈な不満表明との憶測もある。仮にそうであれば、米国は、最早「帝国たることを放棄」した、あるいは国際関係論の概念で言えば「覇権を放棄」した、と言えそうである。さらには、ラストベルトに居住する白人労働者を中心とする「白人ナショナリズム」を動力とする国民国家への回帰現象が発生している」と解釈することも出来るのではないか。

（ちなみに、「帝国論」は、2000年前後、グローバル化と米

国一極集中という現象を受けて人文系学者を中心に盛んに取り扱われた、米国に縁の深いテーマである。A・ネグリとM・ハートは、現代社会では、米国を重要な一部としてつづ世銀・IMF・WTO等の国際組織として

多国籍企業が一体として資本主義の支配装置となることにより「新たな主権」として『帝国』になった、との見方を示す。また、E・トッドは、米国のイデオロギーは、従来は人類と諸国民に対する同質的把握を可能にするもので、その「普遍主義」的性格が米国を帝国たらしめ得ていたが、昨今は米国のイデオロギーから普遍主義的性格が喪失しつつあることから、米国は最早帝国たり得なくなりつつある、と主張する。なお、ネグリ

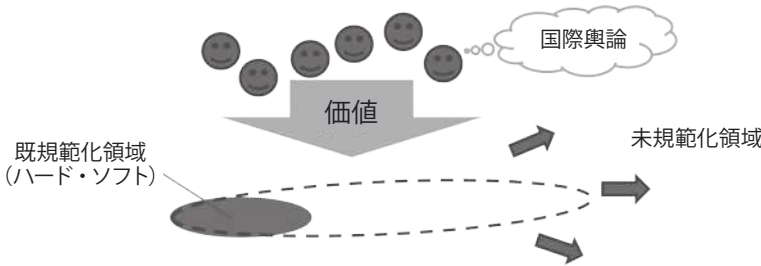
「ハートもトッドも、『帝国』を、国際的正義・普遍的利益を実現するシステムとして肯定的に捉える。へただし、ネグリハートは、『帝国』の支配の下で民主主義の実現には「対抗暴力」の行使も併せて不可欠だと主張する。」）

実は、トランプ政権の「米国第一主義」と並んで内向志向の象徴とされる「ブレグジット」も、ナショナリズムのトリガーが引かれた例である。英

国が国民投票でEU離脱を決めたのも「英国ナショナリズム」の発現であるが、それによりさらに英国内部で、スコットランドと北アイルランドで各地域のナショナリズムを惹起した、という具合に「ブレグジット」はナショナリズム発現の連鎖を惹起した。一方、東南アジアでは、例えばインドネシアを例にとると、今年4月のジャカルタ州知事選で、「多様性の中の統一」という国是の基盤となっていたインドネシアナショナリズムに風穴が空き、イスラム主義が選挙戦に決定的な力を持ったことから覗かれるように、国民国家を政治ユニットとする仕組みをイスラム主義の台頭が不安定化させる兆候が見られる。

いずれにせよ、今後は、国際社会全体として、帝国／覇権国の提供する普遍主義という安定化機能（公共財）が脆弱化、ナショナリズムあるいは宗教その他の多様な思想的・情緒的バックボーンを擁するアクターが分立し、国際秩序が不安定化する「フラグメント化」が進行すると筆者は予想する。（ちなみに、「ナショナリズム」は、元々18世紀に市民革命を経て台頭したブルジョワが一定の規模を持つ国民経済を必要とした経緯から生まれた概念だが、その後、19世紀

図1 国際輿論、価値と規範化領域の関係図



末から20世紀初頭に、社会の都市化に伴う政治の民主化、大衆化を受けて変質し、情緒的・愛国主義的概念となった。ナショナリズムは、政治ユニット模索の道具概念なのである。)そして、この新しい時代に効果的現実的に対応する国際社会の安定化機能を考案し構築することが喫緊の課題となる。従って、日中間協力においても、かかる国際社会の安定化機能を再構築していく協力、すなわち「構築的協力」が求められる。

本質的解は「権威」と「規範」の確立である

いかなる構築的協力がありうるかを論考する前に、国際社会安定化に関する国際関係論概念を概観する。国際関係論における伝統的な国際秩序観は「勢力均衡論」である。これは、中世欧州秩序が崩壊し近代国家システムが形成される過程、すなわち17世紀半ばのウェストファリア条約以降の欧州大陸の秩序維持経験が基礎であることはよく知られている。これに対し、J・ナイやJ・アイケンベリーのR・ギルピンが主張した「覇権安定論」を継承しつつ、覇権国の「権威」をその強制力が国際ルールに変換された処に認め、覇権国が規範枠内で行動することで非覇権国が当該覇権の正当性(権威)を受容し自らも制度の枠内で行動し国際秩序が安定化する、という見方を提示した。冷戦終結後、湾岸戦争において米国が国連安保理の了解を得て多国籍軍による軍事作戦を牽引したことや、通商問題を司法的に解決するメカニズムを擁するWTOの設立に指導力を発揮したこと等、圧倒的な経済力・軍事力を擁する米国が自らの行動の正

当性に配慮しながら行動し、かつそれが国際社会の安定性に大きく寄与したことから、リベラル制度論は国際関係論の学説として大きな力を持った。しかし、トランプ政権以降、米国が「覇権を放棄」する兆候が伺われることに伴い、覇権安定論が国際秩序観として妥当し続けるか不透明になりつつあることも事実である。今後の国際秩序の構築は、むしろ勢力均衡論を念頭に進めていくべきなのだろうか。

しかし、今後さらに進行すると思われる「フラグメント化」は、勢力均衡論が前提とするいくつかの条件を欠く可能性がある。一つは、勢力均衡論を含む国際関係論は、宗派や部族といったサブナショナルな政治ユニットのアクター性や、(現代型の)ナショナリズムやイスマム主義といったアイデンティティ政治の道具を、必ずしも十分には考慮して来なかったという問題がある。(例えば、The Oxford Handbook of International Relations [2008]にはナショナリズムへの言及がない。)もう一つは、勢力均衡論は、「関係諸国が共通の利益だけでなくアイデンティティ、正当性、文化的コミットメントを共有していることが条件」(M・ドイル)とされていることである。従って、エト

スを必ずしも共有しない多種多様なアクターが地球規模で分立するという「フラグメント化」が進行する状況に、そのままで国際秩序概念たりうるか判らない。アクター性につき相対視を図る国際関係論理論としては、1990年代以降登場した「グローバル・ガバナンス論」がある。非主権国家アクターの越境的な連携を通じたグローバル課題の解決策を理論化しようとする潮流である。さらには、昨今、グローバルガバナンス論の延長線上で、途上国開発に関心の強い法学者(B・キングズベリー、K・デビス他)を中心に、「指標」がグローバル・ガバナンスに持つ「影響力」に着目する動きが出てきている。彼らによれば、格付機関の信用格付や国際NGOの腐敗認識指数等の「指標」を作る過程は政治プロセスであり、「指標」自体は法律に類する「ものである。そして、「指標」が影響力や正当性、権威を得るにはいかなる要素が必要かを理論化しようとして試みている。

ここまで来ると、国際社会の安定化機能を考案するに当たっては、誰がアクターか、勢力均衡論が覇権安定論か、という問は本質的ではなく、本質的な問は、普遍主義に裏打ちされた正当性ある「権威」を如何に確立し、

図2 持続可能な開発目標 (SDGs) の詳細



それを基盤としていかにグローバルな問題の解決を図るか、すなわち適切な資源配分や利害調整を実現するためのシステムをいかに構築するか、ということになる。政治ユニット相互の利害が対立した場合に正義を実現する方向での調整機能、そしてその拠り所である「権威」の確立が、重要な論点なのである。「権威」を基盤とした資源配分・利害調整システムである「規範」体系の構築が、国際社会安定化に向けた最も本質的な解である。

(なお、一口に「規範」と言っても規範形態は様々であり、例えば、規範力が強ければ国際法、弱ければソフトロー等の形態を採る。) 従って、日中間の「構築的協力」としては、「権威」の確立と「規範」体系の発展に向けた共同行動を中国に促し国際社会安定化への寄与に誘うのが、我が国の取るべき方策となる。日中間の協力を通じた「権威」と「規範」の構築作業は、様々な分野が考えられるが、特に「連結性」分野において進める機は熟している。現在、日中は、RCEPや日韓FTAといった地域通商協定交渉に参画している。また、中国は、ユーラシア大陸を中心とする世界各国との連結性を向上させる「二帯一路」構想を精力的に進めている。RCEPを含む通商協定交渉も、一帯一路構想を含むインフラ開発も、いずれも連結性向上に向けたイニシアティブであり、両者のシナジーを目指して統合的に捉えられるべきである。その場合、インフラ建設(一帯一路を含む)を通じた連結性向上(非規範的

連結性)を、通商協定を通じた連結性向上(規範的連結性)に寄せる方向(非規範的連結性の規範化)で統合的に進めることが自然である。すなわち、インフラ開発に関わる諸要素(建設、金融、運営、利用等)も、可能な限り国際法あるいはルールの対象とし(規範化)、通商協定における基本原則である無差別原則、透明性、公平性等の「価値」が同規範に反映されるようにすべきだろう。

日中間の「構築的協力」実現に向けて

連結性のみならず、あらゆる国際政策分野において、「権威」および「規範」確立の鍵は、「普遍的価値」に対する国際社会の共通認識である(図1)。なお、中国は、一帯一路その他外交政策に関する文書で、時として「儒教」の有用性に言及することがある。しかし、津田左右吉が喝破したように、儒教思想に対する日本側の摂取は、知識人層が自らの思想活動で「付合」をしていたに過ぎず、日本の現実生活に対する影響はほとんどなかった。従って、我が国は、ナイーブな「アジア主義」に走ることなく、これまで近代化の途を歩んできた延長線上で、地球社会が育んできた普遍的価値をさらに消化かつ発

展させる知的作業を継続すると同時に、開かれた国際論壇を創造し国際輿論を活性化していくべきであり、中国に対しても同作業に参加するよう呼びかけるべきだろう。(その意味で、AIIIBのような国際機関設置のイニシアティブは、肯定的に捉えられるべきであるし、我が国はその洗練化作業に積極的に関与すべきと筆者は考える。) 普遍的価値を巡る国際論壇は、例えば、国連における持続可能な開発目標(SDGs、図2)や「ビジネスと人権原則」等を巡る議論が典型例であり、かかる国際論壇で育まれた持続可能性や人権といった価値を糧にして、具体的な課題や事業に取り組みつつ、国際的な権威や規範の創造プロセスを進めていく。このプロセスで主体的な役割を演じるためには、我が国自身が普遍的価値を体現する存在でなければならぬ。偏狭なナショナリズムの病弊に陥らず、普遍的価値を探る国際輿論形成を牽引すれば、我が国は、日中間「構築的協力」を主導的に行うことができるだろう。

(本記事の意見は筆者の個人的見解に基づくものであり、所属する団体の公式見解ではありません。)



対症療法にとどまる「供給側改革」 ～求められる市場化を中心とする 制度改革～

関 志雄
株式会社
野村資本市場研究所
シニアフェロー

2011年以降、中国経済は労働力過剰から不足への転換など、供給側の変化に伴う潜在成長率の低下をきっかけに、それまでの高度成長期と異なる「新常态」に入っている。これに対して、政府は政策対応として、「供給側改革」を打ち出している。15年12月の中央経済工作会議において、その五大任務として、①過剰生産能力の解消、②不動産在庫の解消、③過剰債務の解消（脱レバレッジ）、④コストの低減、⑤脆弱部分の補強（合わせて「三つの解消、一つの低減、一つの補強」）が示されている。しかし、その内容は「供給側管理」とも言うべき対症療法にとどまっている。中高速成長を持続させるためには、成長エンジンを労働力と資本といった生産要素の投入量の拡大から生産性の向上に切り替えていかなければならない。それに向けて、さらなる市場化を中心とする制度改革が求められる。

「三つの解消、一つの低減、 一つの補強」の推進

2016年以降、中国における経済政策は、「供給側改革」、中でも「三つの解消、一つの低減、一つの補強」からなる五つの任務を中心に展開されてきた(図1)。

(1) 基本方針

「三つの解消、一つの低減、一つの補強」の基本方針については、16年5月9日の『人民日報』の二面に掲載された「今年の第1四半期の情勢を踏まえてトレンドについて何う——権威筋が語る当面の中国経済」と題するインタビューにおいて、次のように説明されている。

まず、過剰生産能力の解消については、各地は具体的な任務と目標を明確にし、環境保護・エネルギー消費・品質・基準・安全などの各種の参入条件を高め、制度建設や法執行を強化する。「ゾンビ企業」の処理を進め、補助や融資を断つべきものは断ち、「点滴や人工呼吸器」のようなものの延命は、きつぱりとやめなければならぬ。

第二に、不動産在庫の解消について、戸籍制度改革の取り組みを強化

し、出稼ぎ労働者の都市移住のための財政・租税・土地といった関連制度を構築・整備する。

第三に、過剰債務の解消について、マクロ面ではばらまきをせず、ミクロ面では「金融機関による損失補填を通じた金融商品の元本保証」を秩序正しく取りやめ、違法な資金調達などの状況を法に則って処理し、市場の秩序を確実に正す^{注1}。

第四に、コストの低減について、全体的な税負担を引き下げ、不合理な費用徴収を撤廃し、行政による審査認可の対象を減らす。

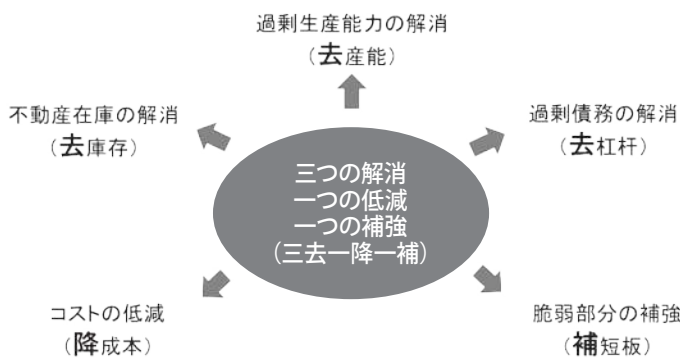
最後に、脆弱部分の補強について、貧困撲滅の取り組みをより照準の絞られたものとし、科学技術の革新とエコ文明の建設をしっかりと進め、インフラ建設の資金調達と運用にかかわる体制・メカニズムを元備させる。

(2) 2016年の実績

その後、これらの方針に従って、「三つの解消、一つの低減、一つの補強」への取り組みが進められ、李克強首相は17年3月に行われた全国人民代表大会(全人代)の「政府活動報告」において、16年の実績を振り返り、その成果として、中国経済の供給構造がある程度改善したと次のように評価した。まず、鉄鋼業・石炭業の過剰生産能

中国のサプライサイド構造改革の課題と展望

図1 「供給側改革」の五つの任務



力の解消を重点的に進め、年間で鉄鋼生産能力を6500万トン以上、石炭生産能力を2億9000万トン以上削減し、年度目標を超過達成し、従業員の再配置・再就職にもしっかりと取り組んだ。

第二に、農民工の都市部での住宅購入を支援し、バラック区の再開発に伴って立ち退き対象となる住民への補償に関して、現金支給方式による比率を上げ、不動産在庫を解消することにおいて積極的な成果を収めた。

第三に、企業の合併・再編を推進

め、直接金融を進展させ、市場化・法治化の原則に基づく債務の株式化を実施し、工業部門企業の負債／資産比率をある程度低下させた。

第四に、企業のコスト低減を促進すべく、租税や料金などの引き下げ、養老・医療・失業・労災・出産保険と住宅積立金の保険料・拠出金の負担分の引き下げ、電気料金の引き下げなどの措置を実施した。

最後に、脆弱部分の補強にいつそう力を入れ、今すぐに必要で長期的にも有益な一連の重要な取り組みを行った。

(3) 2017年の重点活動

これを踏まえて、李首相は同「政府活動報告」において、「三つの解消、一つの低減、一つの補強」のさらなる推進を17年の政府の重点活動と位置づけ、次の目標を掲げている。

まず、過剰生産能力の解消に関しては、今年鉄鋼生産能力をさらに5000万トン前後削減し、石炭生産能力をさらに1億5000万トン以上削減することとする。同時に、石炭火力発電の生産能力5000万kW以上を削減し、建設を停止・延期することとする。これは、石炭火力発電の生産能力過剰リスクを防止・解消し、石炭火力発電産業の効率を向上

させ、エネルギー構造を最適化し、クリーンエネルギーの発展の場を広げるためである。環境保護、エネルギー消費、質、安全などの面の関連法律・法規・基準を厳格に執行し、市場化・法治化の手段をよりいつそう活用して「ゾンビ企業」を効果的に整理し、企業の合併・再編や破産・清算を促す。基準を満たしていない旧式生産能力を断固として削減し、生産能力過剰産業における新規生産能力の追加を厳格に規制する必要がある。過剰生産能力の解消に当たっては、対象企業の従業員の再配置をしっかりと行い、中央財政は特別奨励・補助金を即時交付し、地方政府と対象企業は資金を確保して関連措置を着実に実施し、従業員の再就職と生活を確実に保障する。

提供する。都市ごとの状況に応じた不動産市場のコントロールを強化し、住宅価格が高騰しがちな都市では住宅用地を合理的に増やし、開発・販売・仲介などの行為を規範化し、住宅価格の急騰を抑える。

第三に、過剰債務の解消に関しては、企業の保有資産の活用を促し、資産の証券化を進め、市場化・法治化の原則に基づく債務の株式化をサポートし、多層的資本市場を進展させ、エクイティファイナンスにさらに力を入れ、企業とりわけ国有企業の財務レバレッジ制限を強化し、企業の負債を徐々に合理的な水準に引き下げる。

第四に、企業のコストの低減に関しては、小企業・零細企業に対する企業所得税半減徴収優遇措置の適用枠を拡大し、対象となる企業の年度課税所得額の上限を30万元から50万元に引き上げる。科学技術型中小企業の研究開発費の加算控除の割合を50%から75%に引き上げ、あらゆる措置を講じて構造的減税の度合・効果がいつそう現れるようにする。多くの企業が、様々な名目の費用徴収に耐え切れなくなっているため、税外負担を大幅に低減する必要がある。

第二に、不動産在庫の解消に関しては、三・四線都市(中小都市)では今もなお不動産在庫がかなり多く、住民の自己居住用住宅の需要と都市部に移転する人々の住宅購入需要を支援する必要がある。(投機の対象ではなく)住むためのものという住宅本来の性質を堅持する。分譲と賃貸の同時発展に向けた住宅制度を充実させ、市場を中心にして多様な需要を満たし、政府が中心になって基本的保障を

最後に、脆弱部分の補強に関しては、公共サービス、インフラ、イノベーション

シヨンの発展、資源・環境など基盤の力の向上を急ぐこととする。貧困地区と貧困人口は小康社会を全面的に完成させる上で最も脆弱な部分である。的確な貧困救済・貧困脱却措置を踏み込んで実施することにより、今年度は農村貧困人口をさらに1000万人以上減少させる。

(4)直近までの進展

全人代開催から約半年経った8月29日に、国家発展改革委員会の何立峰主任が、全人代常務会議における報告において、「三つの解消、一つの低減、一つの補強」のその後に進展について、次のように述べている(「國務院の今年に入ってから国民经济と社会发展計画の执行情况に関する報告」)。

まず、過剰生産能力の解消は、予定よりも速いペースで進んでいる。鉄鋼の生産能力削減に関して、5月末時点で、年間目標の約85%、石炭の生産能力も7月末時点で1億2800万トンが削減され、年間削減目標の85%が実現された。ゾンビ企業の処理も進んでいる。

第二に、全国の商品住宅の在庫は前年比11%減少した。



第12期全国人民代表大会第五回会議(2017年)では今年の重点活動が述べられた

第三に、債務削減の効果が現れはじめている。企業債務の株式化が進み、7月末の一定規模以上の工業企業の負債/資産比率は前年同期と比べて0.7%ポイント低下した。

第四に、16年から(主にサービス業を対象とする)營業税を(主に物品を対象とする)増値税に統合する「營改増改革」の全面実施により、17年6月

までの企業の税負担は8512億元減少した。17年通年で、減税と各種の費用徴収の減免により、企業のコストは1兆元余り軽減される見込みである。

最後に、脆弱部分の補強も順調に進んでいる。17年1~7月期において、環境保護、教育、水利、交通、衛生の分野における投資はそれぞれ、前年比45.9%、20%、16.9%、15.3%、12.5%上昇した。

「供給側改革」への提言

このように、「三つの解消、一つの低減、一つの補強」への取り組みは、ある程度成果を上げている。しかし、これはあくまでも行政手段によって資源の配分を行う「供給側管理」にとどまっているため、問題の根本的解決にはならない。経済状況はそれにより一時的に改善しても、いずれ悪化するだろう。中高速成長を持続させるためには、それよりさらに一歩進んで、市場化を中心とする制度改革を通じて、生産性の向上のカギとなるイノベーションや、産業の高度化、所有制改革を促進しなければならない。

(1)イノベーション
イノベーションを促進するために、

まず、知的財産権の保護を強化すべきである。特許、著作権などを保護する知的財産権制度は、独占権と利用可能性を両立させることによって、イノベーションを促進する。しかし、中国では、関連法律の整備は進んでいるが、海賊版や模倣品が横行することに象徴されるように、これらの法律は必ずしも徹底されていない。このことは、外資企業の対中投資、ひいては技術移転を妨げる要因となっている。

また、ベンチャー企業を金融面から支援する仕組みを強化すべきである。中国のイノベーション企業とハイテク企業を支援するベンチャーキャピタル業界は、資金も経験も不足している。深圳証券取引所に創業ボードがあるが、規模が小さいため、ベンチャーキャピタルが投資資金を回収するチャンネルとして果たせる役割は限定的である。テンセント、アリババ、バイドゥをはじめ、中国をリードしてきた多くのハイテク企業は海外で上場しており、今後、規制緩和を通じて、その国内市場への回帰を促すべきである。

さらに、情報規制を緩和すべきである。従来のメディアだけでなく、インターネットも厳しい検閲の対象となっている。このことは、イノベーションの妨げになりかねない。

中国のサプライサイド構造改革の課題と展望

(2) 産業の高度化

産業の高度化を実現するために、「旧産業の保護」よりも「新産業の育成」に力を入れなければならない。新しい産業を育てる環境整備として、新規参入や競争を阻害するような規制を早急に撤廃すると同時に、労働力や資本、土地といった生産要素を輸入制限や補助金などにより衰退産業に固定させるのではなく、新しい産業へ円滑に向かわせるような政策が求められる。労働力の移動を妨げている戸籍制度の改革とゾンビ企業の処理に加え、農業経営の大規模化と都市化に向けて、農地改革も急がなければならない。

また、空洞化なき産業の高度化を実現するために、海外からの直接投資を積極的に受け入れるべきである。外資企業の参入により、技術と経営資源の移転のみならず、雇用の創出と競争の促進も期待できる。

さらに、海外市場にアクセスする際、現地生産よりも本社からの輸出を優先すべきである。中国企業が国内で生産しながら、輸出を通じて海外市場にアクセスできるように、政府は、FTAの締結などを通じて自由貿易の環境を整えなければならない。中国の01年のWTO加盟のように、さ

らなる貿易の自由化は、外圧となり、国内の経済構造改革の推進力にもなる。

(3) 所有制改革

所有制改革に取り組むに当たり、国有企業の民営化は避けて通れない^{注1)}。中国は多くの効率の悪い国有企業を抱えている。低効率をはじめ、国有企業に関わる多くの問題は、コーポレート・ガバナンスが弱いことに由来している。発達した資本主義経済においても、企業の所有と経営の分離によって、所有者の利益が経営者に侵害される恐れがあるが、この問題は、所有権があいまいである中国の国有企業において、特に深刻である。民営化を行わない限り、コーポレート・ガバナンスの確立は困難であろう。

また、市場経済の担い手となる民営企業への差別をなくさなければならない。これまで、民営企業は市場参入や資金調達など、多くの面において差別を受けてきた。彼らの潜在力を発揮させるためには、公平公正な市場環境を実現することが先決である。さらに、投資促進のために、私有財産の保護を強化しなければならない。私有財産の保護が不十分である場合、資本逃避が起り、民営企業家は利益を国内に再投資せず、海外に送つ

てしまう恐れがある。近年、民間投資が低迷する一方で国際収支における資本勘定の赤字が拡大していることに象徴されるように、その兆候がすでに見られている。

(4) 目指すべきさらなる市場化を中心とする制度改革

「供給側改革」は、中国にとって、決して新しいものではなく、1970年代末以降に進められてきた市場化を軸とする「改革開放」は、正にそれである。これまでの40年近くにわたった高成長は「供給側改革」によってもたらされたものであると言っても過言ではない。

しかし、中国における計画経済から市場経済への移行はまだ道半ばである。習近平政権による市場化改革案は、13年11月に開催された中国共産党第18期三中全会において採択された「改革の全面的深化における若干の重大な問題に関する中共中央の決定」という形で発表されている。その中には、「市場に資源配分における決定的役割を担わせる」ことが強調されている。これこそ「三つの解消、一つの低減、一つの補強」を中心とする「供給側管理」を超えて、中国が目指すべき「供給側改革」の方向である。



注1…企業を中心とする民間非金融部門の債務の抑制を目指し、国務院は16年10月10日に、「企業のレバレッジ比率を積極的かつ着実に引き下げることに関する意見」を発表した。その中で、企業のレバレッジ比率を下げる手段として、①企業の合併と再編、②コーポレート・ガバナンスの強化、③企業の資産の活用、④企業の財務構造の最適化、⑤市場ルールに基づいた銀行債権の株式化の推進、⑥法に基づいた企業倒産の実施、⑦エクイティファイナンスの推進という七つが挙げられている。

注2…中国政府は中小型国有企業の民営化を容認してきたが、大型国有企業の民営化については「貫して消極的である。15年9月に発表された「国有企業改革を深化するための指導意見」においても、このスタンスは変わっておらず、民営化どころか、逆に「大きくて強い、優れた国有企業を目指し、国有経済の活力、制御力、影響力およびリスク対応能力を絶えずに向上させる」ことが強調されている。政府は、民営化の代わりに、自らの支配株主の地位が維持されることを前提に、国有企業に民間資本を導入するという「混合所有制改革」を進めている。しかし、政府が相変わらず独占的主導権を握ったままでは、国有企業の運営に根本的な変化は生じないだろう。

金融の「安定」と「市場化」のバランス ～技術進化を活かす工夫を～

中国の金融制度改革は市場メカニズムを浸透させる方向で進んでいるが、近年は債務問題への対応もあって、市場化に向けた動きは緩やかになっているように見える。金融市場の安定は極めて重要であるが、金融技術の進歩や経済のグローバル化の進展に金融制度改革が遅れをとらないためには、現状を打破する思い切った対応も必要なのではないか。



岡寄久実子
一般財団法人
キヤノングローバル戦略
研究所
研究主幹

WTO加盟を受けた危機感の共有

中国の金融制度改革は、他分野の改革同様、時間をかけて段階的に進められてきたが、2001年末の同国のWTO加盟は、銀行業金融機関に画期的な変化をもたらした(図1)。中国は、WTO加盟後5年以内に銀行市場を完全に対外開放すると約束していた。しかし、当時の国内銀行は外国銀行との競争に耐え得る体力をもっていなかったため、数年内に銀行を立て直さなければならぬとの危機感が関係者の間でしつかりと共有されるようになった。

当時の状況を振り返ってみると、国内貸出の約7割を提供していた4大国有銀行は、90年代半ばに全国に広がった投資過熱の後遺症としての貸出の焦げ付きや、国有企業の業況悪化に起因する返済遅延などのために、多額の不良債権を抱えていた。株式制商業銀行など他業態の銀行も、多くは財務体質が脆弱な状況にあった。とくに4大国有銀行については、1998年から00年にかけて財政部から資本注入を受けるとともに、政府支援の下で当時の貸出残高の2割以上に相当し

た不良債権を簿価で専門買取り機関(資産管理公司、以下AMC)に移管したにもかかわらず、その後わずか数年で、再び自己資本比率の低下と不良債権比率の大幅上昇が鮮明となったショックは大きかった。

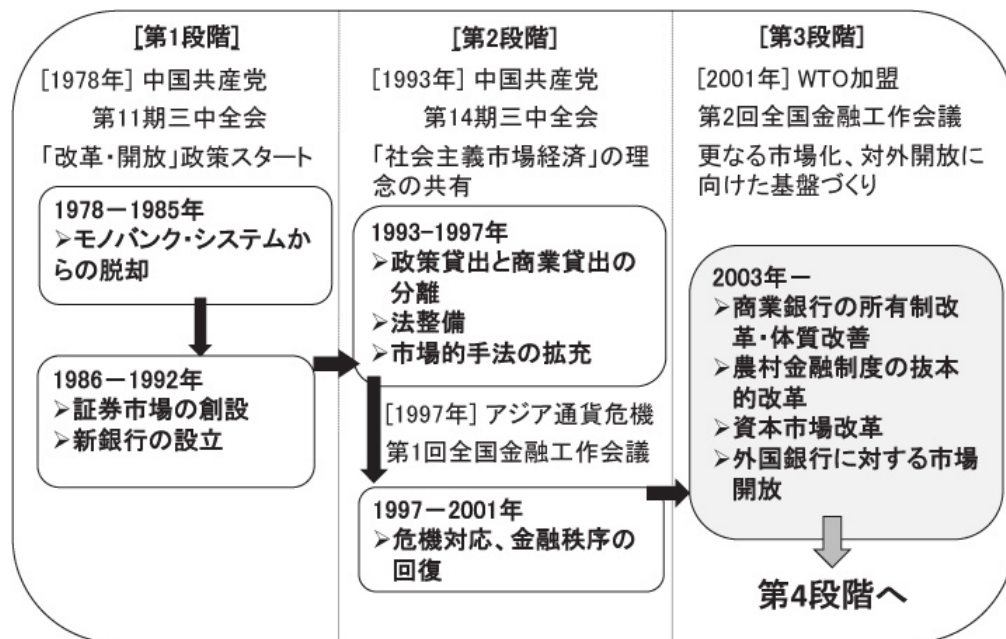
また、全国に4万社以上あった農村信用社も、90年代に預金を都市部での投機的運用に回した営業店が多く、その結果、不良債権が積み上がり、財務の建て直しが喫緊の課題となっていた。農村信用社は組合金融機関でありながら、出資者と議決権の関係があまりまいで、経営責任の意識が希薄化しており、その改善も重要な課題と考えられていた。

全国金融工作会議の成果

こうした状況に危機感を募らせた共産党首脳陣と中央政府関係者は、WTO加盟直後の02年2月に全国金融工作会議を開催し、国有商業銀行と農村金融機関の再建に注力することを合意した。前者については、国有商業銀行5行を株式制に組織転換し、条件が整えば株式の上場を目指すことが決まった。共産党首脳が一堂に会し、金融問題に特化した会議を開催したことは、会議後に黄菊副総理

中国のサプライサイド構造改革の課題と展望

図1 中国金融制度改革のこれまでの流れ



さらに、モラルハザード回避の観点から、上場先には海外（香港）の証券取引所が選択され（後に上海でも市場）、海外投資家の信認を得やすいように、各行は海外の有力金融機関に「戦略投資家」という立場での出資を仰いだ。中国政府や国有商業銀行幹部は、海外戦略投資家に対して、単に資本協力を求めるので

（当時）をトップとし、周小川中国人民銀行行長が事務局長的な役割を務める国有商業銀行改革委員会の創設につながり、諸施策の実現を容易にした。

国有商業銀行の不良債権は、国の政策に影響された部分が大きい

かったという事実を踏まえ、前回同様、中央政府による資本注入と不良債権処理コストの支援といった措置が取られた。ただし、不良債権のAMCへの移管に関して部分的な人札が行われるなど、「市場メカニズム」を取り入れる工夫がいくつか織り込まれた。

さらに、モラル

はなく、リスク管理やコーポレートガバナンスの向上に役立つ助言を得ることを期待していた。マイノリティー出資（1投資家の出資比率は最大20%まで）とはいえ、中国の主要銀行が海外金融機関の出資を受け入れ、銀行の意思決定プロセスに関与することを認めたいのは画期的なことであった。

農村金融機関の改革については、膨大な数の零細農村信用社の再建が主目標とされた。信用社を経営状況や地元の経済規模等に応じて、農村商業銀行、農村合作銀行、省レベルで統合された連合信用社に再編し、中国人民銀行（中央銀行。以下、人民銀行）が資金支援を行い、不良債権処理を促した。16年末までに農村信用社の数は1125社に集約され、1114行の農村商業銀行と40行の農村合作銀行が生まれている。また、従来農村においてインフォーマルな融資活動を行っていた零細金融組織を、村鎮銀行や農村資金合作社としてフォーマルな金融機関に再編する試みも推進された。

「4兆元の景気刺激策」の後遺症

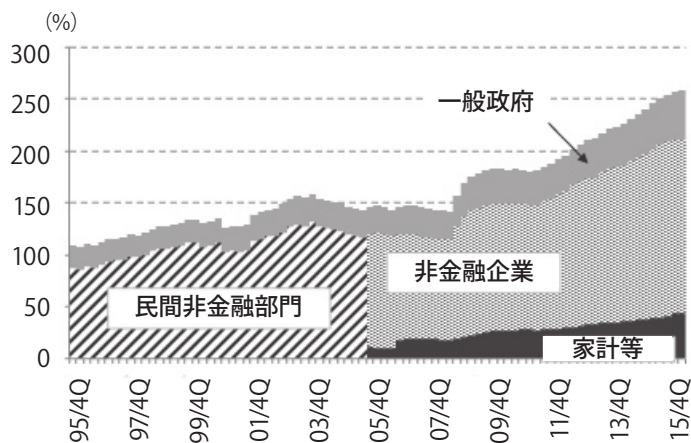
上述の改革の成果はすぐに表れは

じめ、中国の銀行業金融機関は04年以降、総じて好収益を挙げられるようになった。08年には国際金融危機の打撃により中国も景気後退が深刻化しかけたが、中央政府がいわゆる「4兆元の景気刺激策」を打ち出し、危機の伝播を遮断することに成功した。当該政策が可能だったのは、主要商業銀行が多額の貸出を実行できる力を取り戻していたからであった。

しかしながら、投資に過度に依存した経済成長を長続きさせることはできず、現在、中国は成長モデルの転換に真剣に取り組まなければならないとなっている。金融面では、急増した債務の持続可能性が懸念されている。国際決済銀行（BIS）が公表する主要国の債務統計によると、中国の債務残高の対GDP比率（以下、負債比率）は08年末の141%から16年末の257%へと急上昇を示し、注意信号が灯っている（図2）。

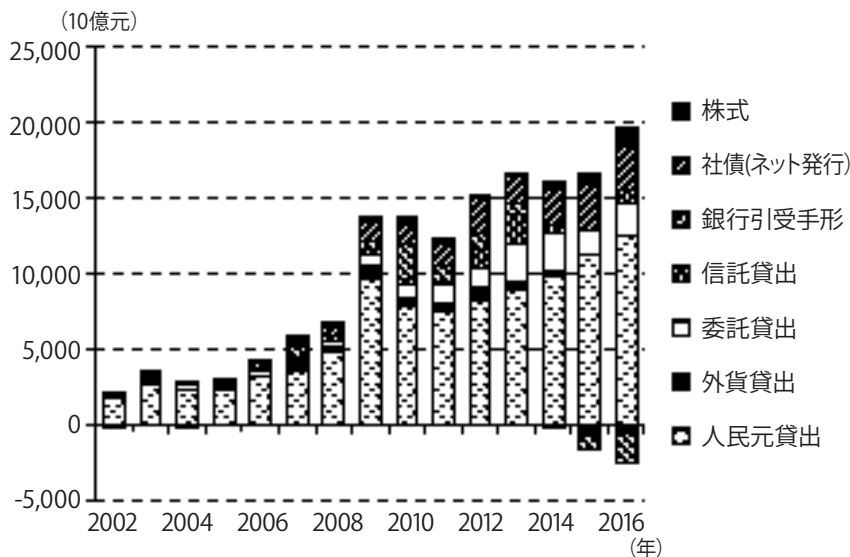
この状況については、国際通貨基金も警鐘を鳴らしている（IMF「2017」）。とくに、09年から10年にかけて、インフラ投資や生産設備の増強を積極化させた地方政府と国有企業の債務返済能力が懸念されている。

図2 中国の制度部門別債務残高の対GDP比率の推移



(出所) 国際決済銀行 (BIS)

図3 社会融資総量 (フロー統計) の推移



(出所) 中国人民銀行

「供給サイドの構造改革」と 「デレバレッジ」への取組み

12年11月から翌年3月にかけて成
立した習近平・李克強政権は、当時の
中国が置かれた状況を、①高度経済
成長から中高速成長への転換、②経
済構造調整がもたらす生みの苦しみ
の発生、③前政権による経済刺激政
策の消化、の3つの事象が重なった時
期にあると捉え、政策課題を検討し
た。15年下期には、「供給サイドの構造
改革」と銘打った大目標が掲げられ、

その実現のために「三去(過剰生産能
力・不動産在庫・過剰債務の解消)、一
降(企業コストの低減)、二補(脆弱部
分の補強)」の課題に重点的に取り組
むことが決まった。

全国で実施された措置としては、
中央政府による地方政府会計の実地
検査、債務借り換えやデット・エクイ
ティ・スワップ(債務の株式化)の推奨、
地方ベースAMC(資産管理会社)の

設立などがある。ただし、債務規模が
膨大で、中央政府による実態把握が
容易でないうえ、中央・地方政府とも
に社会の安定を最重視していること
もあり、債務削減のペースは総じて緩
やかなものに止まっている。

今のところ、主な債権者である銀行
は、全体としては厚めの自己資本と貸
倒準備金を維持しており、また、政府
による救済措置が必要となった場合

でも、中央政府の財政
余力に大きな不安は
ないことから、不良債
権問題をきっかけに銀
行破たんの連鎖が生
じる可能性は低いと
みられている。しかし、
問題解決の先送りに
よってリスクが増大す
る可能性が大きいこ
とは、関係者間でより
強く認識されるべきで
はないか。

債券市場にお けるモラルハ ザードの問題

中国では、銀行部門
へのリスク集中を緩
和するためには資本

市場の育成が重要であると、長年に
わたって指摘されてきたが、関連政策
の成果はあまりはかばかしくない。近
年、監督当局と人民銀行が協力し、債
券市場の整備に乗り出したこともあつ
て、社債発行は着実に増えている(図
3)。

ただし、発行者の審査や発行条件
の決定が市場で厳格に行われている
とは必ずしも言えない模様であり、例
えば、財務内容が芳しくなくても、国
有企業であれば地方政府が「暗黙の保
証」を提供し(法的には地方政府が保
証を行うことは禁じられている)、比
較的有利な条件で容易に社債を発行
できている実態を問題視する声も上
がっている。

共産党首脳部や中央政府は、社債
のデフォルトや株式価値の急落等に
よる社会の混乱を嫌い、デフォルトを
生じさせないよう関係者に働きかけ
ることが少なくないと言われている。
市場メカニズムが効く環境を整備す
るためには、債券のデフォルトを人
為的に抑え込んだりせず、市場参加
者に「小さな失敗」を経験させ、リス
ク管理の意識を強めるよう誘導する
ことが大切であるとの指摘もある(朱
[2017])。

フィンテックがもたらす チャンスとリスク

近年の中国の金融システムの変化として見逃せないのは、フィンテックを活用した金融サービスの急成長である。とくにインターネット・ショッピングから派生した金融サービスの広がりが目立っている。

13年6月、インターネットショッピング最大手のアリババは、顧客が決済用口座「支付宝」に預けていた人民元資金を、1元単位で「余额宝」という投資ファンド口座に移動し、運用を委託できるサービスを開始した。スマートフォン上で簡単に操作できる利便性、

銀行預金に比べ高い金利、運用実績を随時確認できる面白さなどが人気を呼び、当該サービスは瞬く間に人々の間に広まり、他の事業者も同様のサービスを手掛けるようになった。その後

金融当局が若干の規制を適用したことを受け、当該サービスの爆発的な拡張は収まったものの、17年6月の余额宝運用資産残高は1兆4300億元と、全国で業務を行っている株式制商業銀行大手1行の個人預金残高を超える規模に成長している。

インターネット技術の活用は、中小企業金融や農村金融にも大きな変化をもたらしている。例えば、これまで銀行のサービスになかなかアクセスできなかった民営企業に対し、手元余裕

資金を効率的に運用したいと願う企業をマッチングさせるP2Pプラットフォームは、短期間で全国に広がった。17年8月末時点のP2P融資残高は1兆1000億元と、銀行等による国内融資残高の1%弱に過ぎないが、今後の発展が期待されている。ただし、P2Pプラットフォームの中には、安直な顧客審査や資金の持ち逃げなど、トラブルを引き起こすものも少なくなく、違法行為の監視・摘発が重要な課題となっている。

技術進歩が求める金融の 市場化

冒頭の図1に記したように、中国の金融制度改革は市場化を更に進める方向に向かっている。ただし、広大な国土に膨大な人口を抱え、地域間・個人間の格差が非常に大きい同国において経済の舵取りを担っている共産党首脳陣や中央・地方政府の幹部たちは、「安定」最重視の姿勢を崩しておらず、市場の混乱を恐れ、金利の自由化や資本規制の緩和になかなか踏み切れない。

国民の金融リテラシーの程度にかなりの差があるように見受けられることもあり、金融当局の慎重なスタンス

は十分に理解できる。しかし、制度改革のペースを上回るペースで、新しい金融技術が生まれている現実を目をつぶることもできないのではないかと、

高度経済成長期は終わったとはいえ、中国のインフラ投資や製造業の技術向上等のための資金需要は依然として大きく、国内の預金等を効率的に運用することが求められている。金融当局には、ルールの明文化、違法行為の摘発体制の確立、約束不履行に係る公平な裁判の普及など、環境整備に向けた努力を継続しながら、現状を打破するタイミングを見極めることが期待されている。

参考文献

- 朱寧(2017)、森山文那生訳『中国バブルはなぜつぶれないのか―剛性泡沫』日本経済新聞出版社
- 李智慧(2015)「中国ネット事業者による金融革新：アリババ、テンセントの戦略と日本企業への示唆」野村総合研究所「知的資産創造」15年11月
- IMF (2017), 『People's Republic of China, Staff Report for the 2017 Article IV Consultation』, IMF Country Report No.17/247



中国のインフラ投資資金需要は依然として大きい(上海市浦東新区の地下鉄工事)

中国政府による賃貸住宅の基盤整備 ～賃貸住宅市場拡大方針と農村の 土地制度改革～

昨年12月の中央経済工作会議では、2016年は「サプライサイド構造改革の推進に取り組む年」、17年は「サプライサイド構造改革を深化させる年」と位置付けられた。政府は住宅市場の供給体系として販売と賃貸を並行して推進していく方針を明確化し、遅れている賃貸住宅市場の環境整備、賃貸住宅供給の基盤整備に向けた取り組みを昨年から積極化している。

本稿では、中国の賃貸住宅市場の実態、土地制度の特徴および農村の土地制度改革に触れながら、農村建設用地を活用した賃貸住宅の供給など、政府による賃貸住宅の基盤整備について説明し、期待される効果と課題を整理する。

曹 雲珍

一般財団法人
日本不動産研究所
研究部・国際部
主任研究員

賃貸住宅市場の実態

中国では、1980年代までほとんどの都市住民が「公有住宅」に居住していたが、その維持・管理費用が政府にとつて大きな負担となっていたため、

80年前後から90年代末にかけて住宅改革が進められた。94年には全国的に「公有住宅」の配分制度を停止し、漸進的に住宅取得における補助金制度へ移行することを決定した。98年には大都市での「公有住宅」の払い下げがほぼ完了して私有住宅となった。また、都市住民の可処分所得の増加、住宅ローンの普及などが住宅取得を促す要因となり、個人購入による新築分譲住宅の取得も増えていった。

このように、政府はこれまで住宅の「商品化」に注力してきたため、賃貸住宅市場の育成は大幅に遅れていた。また、住宅価格が高騰している中、賃貸利回りよりキャピタルゲイン（売却益）が大きく、需要側（住宅を購入した者）にも賃貸より売却を選択するインセンティブが働き、供給側（不動産業者）にも賃貸より分譲を優先することとなった結果、賃貸住宅の供給が益々不足した。特に北京市、上海市、広州市、深圳市といった一線都市では人口

集中が著しく進んでおり、住宅価格の高騰や賃貸住宅の不足による住宅難が深刻化している。以下、北京市を例とした賃貸住宅市場における4つの問題点を説明するが、これらはすべての大都市に共通の問題ともいえる。

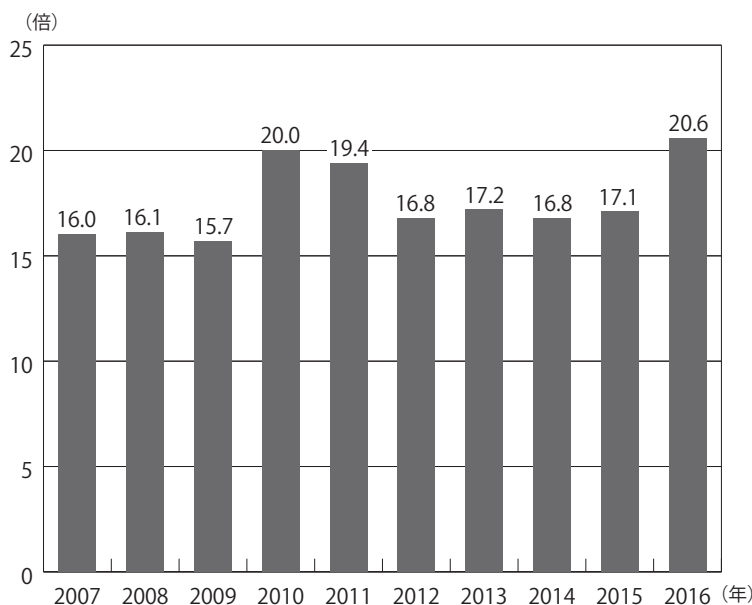
(1) 外来人口による賃貸住宅需要の増加

北京市統計局によると、2015年末までに北京市の常住人口は2170.5万人、その内、常住外来人口は822.6万人で、全市の常住人口の38%を占めている。また、链家研究院の発表によると、15年末までに北京市の住宅ストック量は約750万戸、その内、賃貸住宅は約150万戸で、全体の住宅ストック量の20%に過ぎない。住宅価格の高騰や購入制限などによつて常住外来人口による賃貸需要は益々増加している。現在の外来人口を賃貸住宅戸数で割ると、賃貸住宅二戸当たり約5人の外来人口が居住している計算となり、賃貸住宅が大幅に不足している状況が浮かびあがる。

(2) 住宅価格の高騰による一般市民の住宅難

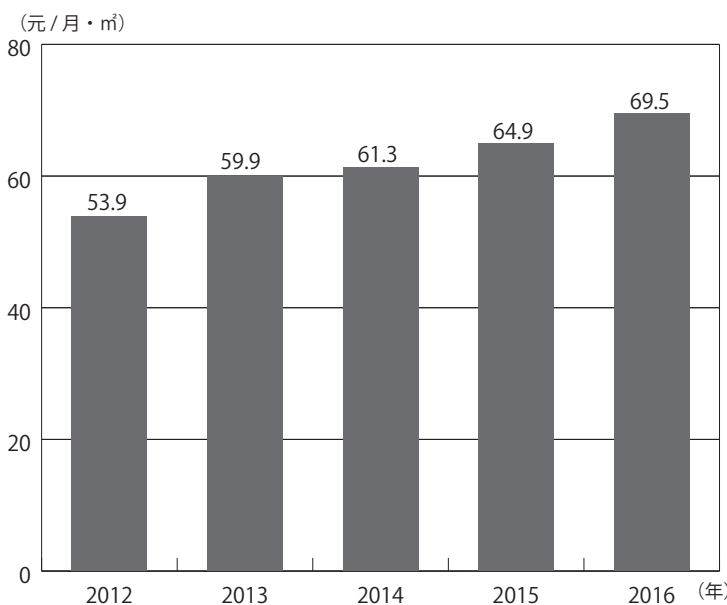
北京市の世帯平均所得に対する住宅販売価格の倍率を求めると、中国指数研究院が公表する年間平均販売価格から90平方メートル（中国ではダ

図1 北京市の世帯平均所得に対する住宅販売価格の倍率



(出所) 中国指数研究院と北京統計局

図2 北京市の平均住宅賃料の推移



(出所) 链家研究院

ロス面積)の住宅価格を計算し、北京市統計局が公表する都市住民一人当たりの平均可処分所得(所得税などを支払った後の金額)を世帯平均人口にかけて世帯平均所得を計算した。なお、世帯平均人口は2.7人を採用した。その結果、図1で示されたように15倍以上となった。住宅価格の上昇率が所得の上昇率を大幅に上回る状況下、一般市民にとっても住宅購入が益々困難なものとなっている。従って、賃貸住宅の需要はさらに拡大していることが

分かる。
 (3)公共賃貸住宅の不足
 北京市統計局の発表によると、09年から16年9月までに累計9.94万戸の公共賃貸住宅が供給されていた。北京市の公共賃貸住宅は全体の賃貸住宅のストック量(約150万戸)に比べて極めて少ない。北京市の賃貸住宅は殆どが分譲賃貸住宅(分譲住宅の一時的な賃貸運用)であるが、こうした状況は北京市のような大都市だけでなく、全国的な傾向である。

(4)住宅賃料の上昇による負担の増加
 図2の北京市の平均住宅賃料推移をみると、12年から16年の4年間で約29%上昇している。16年の住宅賃料から30平方メートル(グロス面積)の年間賃料を計算すると、2万5020元(約42万2838円)で、16年の北京市の都市住民一人当たり可処分所得5万7275元(約96万7948円)の43.7%を占めることとなり、所得に対する家賃負担が大きい。

政府による賃貸住宅の基盤整備

こうした実態を踏まえ、政府は住宅市場の供給方式として販売と賃貸を並行して推進していく方針を明確化した。しかし、賃貸住宅市場の問題は供給量の不足だけではない。賃借人、賃借人双方の利益が保証されるための法整備も不完全であり、賃貸住宅をめぐるトラブルも多い状況であることから、大都市の賃貸住宅市場における法整備の改善と供給量の増加が政府の急務となっている。

◆賃貸住宅市場における環境整備

16年6月、国務院弁公庁は「賃貸住宅市場の育成・発展の加速に関する若干の意見」を発表し、①賃貸住宅を供給する市場主体(賃貸住宅の運営企業)の育成、②賃貸住宅の利用促進、③公営賃貸住宅制度の改善、④賃貸住宅の建設支援、⑤賃貸住宅における政策支援の強化、⑥賃貸住宅に関する監督管理の強化の6つの措置が示された。これは住宅における販売と賃貸の両方を進め、賃貸住宅市場を育成、発展させることによって安心して暮らせる住環境を提供することを目標とした政策といえる。

表1 中国の土地所有形態の一覧表

地域分類	都市地域		農村と都市近郊地域	
所有者	国家		農民集団所有（国家所有以外）	
用途分類	都市建設用地	未利用地	農村建設用地	農業用地

大都市に焦点をおいたものである。賃貸住宅市場の発展を加速させるため、①賃貸住宅事業に携わる企業の専門化・大規模化の推進、②政府系賃貸住宅取引サービスのプラットフォームの整備、③賃貸住宅の供給拡大、④賃貸住宅管理・サービス体制の革新の4つの措置が盛り込まれている。また、人口流入の多い大都市では関連する国有企業が賃貸住宅企業に転身することを支援する政

策にも取り組むべきこと、家賃および賃貸借期間を安定させるため、関連する国営企業が空いている住宅を賃貸住宅として積極的に活用し、賃貸住宅の有効的な供給に向けて模範を示すべきであることにも言及している。

このように賃貸住宅の供給増加、賃料業者の支援、監督管理の強化など、政府が賃貸住宅市場の環境整備に力を入れていることがうかがえる。各地方政府は国の方針に従って相次いで関連する「通知」などを打ち出しているところであり、これら政策の今後の効果に注目したい。

◆農村の土地制度改革による賃貸住宅の供給

農村建設用地に対する理解のため、まずは中国の土地制度の特徴と農村の土地制度改革について概説する。

(1) 中国の土地制度の特徴

中国の「憲法」では、都市の土地は国家所有であり、農村と都市近郊における法律が定めた国家所有の土地以外は、農民の集団所有と定められ(表1)、国家所有と農民集団所有の二元土地制度を確立している。なお、国家が所有する都市の土地使用権は、譲渡・相続・賃貸・抵当権の設定が可能であるが、集団所有対象の農村の土地は、食糧安全保障の観点から一定の農

地を保全する必要があるとの大義の下に、使用权の譲渡が禁じられている。用途からみると、国家所有の土地は都市建設用地(日本の宅地に相当)と未利用地があり、集団建設用地は農業用地、農村建設用地と未利用地がある。なお、農村建設用地は農民の住宅、農村の公共サービスとインフラ施設、郷鎮企業(村や町が経営する集団所有の企業)の用地としてしか使用できない。

(2) 農村の土地制度改革

農村の土地使用権を譲渡するには、政府による土地収用が唯一の合法的なルートであるが、土地収用補償制度が整備されていなかったこともあり、土地の使用者であった農民には十分な補償がなされていないことが大きな社会問題となっている。15年1月に中共中央弁公庁、國務院が農村の土地収用、集団経営性建設用地の市場取引、農村住宅地管理制度改革における試行の意見を発表した。これは都市・農村の一体的な発展を目指し、都市と農村の土地が「同権同価」(農村の集団所有地も都市の国家所有地と同様な権利と市場価値を有する)となることにより、農民も公正な利益配分を受けられることを目指した土地制度改革である。

この「意見」には、①土地収用補償制

度の規範化、土地収用範囲の縮小、②農村集団経営性建設用地(郷鎮企業跡地などの農村建設用地)の市場取引の促進と規範化、③農村住宅地管理制

80年代の改革開放初期に相当数存在した郷鎮企業が時代の流れと技術革新に淘汰され、遊休地となった跡地が増えている。また、農村建設用地は農民住宅、公共施設、郷鎮企業の用地としてしか利用できないため、農村建設用地の利用効率性が低いという問題が存在している。農村建設用地の利用効率を高めるため、16年9月から全国33県(市)の試行地区で農村建設用地の市場取引改革を行っている。今年4月30日付『人民日報』によると、33県(市)の試行地区では、278画地(約4500畝)の農村建設用地の使用権(日本の定期借地権に相当)が総額約50億元で取引されたとのことである。

農村の土地制度改革は今年末までに一段落する予定である。現行の法律との矛盾の解消や農民への利益配分など、議論しなければならないことは多いが、都市と農村の土地における「同権同価」の方針が、以下で紹介する農村建設用地を活用した賃貸住宅供給に大きな影響を及ぼすことは言うまでもない。

17年7月に住宅都市農村建設部・国家発展改革委員会・財政部・国土資源部など9部門が「人口純流入大中都市の賃貸住宅市場における発展の加速に関する通知」を発表した。これは、前述の「賃貸住宅市場の育成・発展の加速に関する若干の意見」を基礎とし

つ、流入する新市民が非常に多い大中都市に焦点をおいたものである。賃貸住宅市場の発展を加速させるため、①賃貸住宅事業に携わる企業の専門化・大規模化の推進、②政府系賃貸住宅取引サービスのプラットフォームの整備、③賃貸住宅の供給

拡大、④賃貸住宅管理・サービス体制の革新の4つの措置が盛り込まれている。また、人口流入の多い大都市では関連する国有企業が賃貸住宅企業に転身することを支援する政

策にも取り組むべきこと、家賃および賃貸借期間を安定させるため、関連する国営企業が空いている住宅を賃貸住宅として積極的に活用し、賃貸住宅の有効的な供給に向けて模範を示すべきであることにも言及している。

中国のサプライサイド構造改革の課題と展望

(3) 農村建設用地を活用した賃貸住宅の供給

賃貸住宅の供給を増加し、販売・賃貸両輪での住宅供給体系を構築するため、国土資源部と住宅都市農村建設部は、17年4月に「当面の住宅および住宅用地の供給と規制に関する強化の通知」、同年8月に「集団建設用地の利用による賃貸住宅の建設の試行方案を公布し、都市近郊の集団建設用地（農村建設用地）を賃貸住宅の建設に活用する試験措置を北京市や上海市、瀋陽市など13都市で導入すると発表

した。「試行方案」に制定された具体的なスケジュールは以下のとおりである。

第一段階：17年11月までにこの試験措置を導入する13都市は実施方案を制定し、国土資源部と住宅都市農村建設部へ報告し審査を受けなければならない。第二段階：19年11月までに省級の関連部門が中間審査を行い、まとめた報告書を国土資源部と住宅都市農村建設部へ提出する。第三段階：20年末までに省級の関連部門が最終のまとめを行い、報告書を国土資源部と住宅都市農村建設部へ提出する。

近年、大都市における不動産住宅開発用地の使用権の払い下げ額が高騰しており、不動産住宅開発用地による賃貸住宅の利回りは約1～2%に過

ぎないのが実態である。投資の回収期間の長さが賃貸住宅の供給を阻害する大きな要因となっているが、農村建設用地の調達費用は都市建設用地より低いため、賃貸住宅の利回りは相対的に大きくなり、投資家にとつての魅力も大きくなるものと思われる。

都市化が進む中、これまで都市周辺の農村用地は収用による国家所有地への転換を経て都市建設に活用されてきた。収用した際、様々な要因で農村建設用地として保留されていた土地があり、北京市などの大都市の都市部でもこうした農村建設用地が存在している。しかし、保留していた農村建設用地は都市計画に含まれていないため、都市部にあるにもかかわらず、水道、ガスなどの生活インフラが整っていないことが多い。また、近年では大都市への人口集中が進むことにより、賃貸住宅の需要がさらに増大している中、法律上は賃貸住宅の建設が禁止されているにもかかわらず、賃貸住宅が経営されている農村建設用地もある。生活インフラが整っていない上に、違法建設で政府に取り壊される可能性も大きく、住環境や建物品質の悪さは容易に想像できる。こうした状況を改善するため、11年から北京市と上海市では農村建設用地を活用した

賃貸住宅の建設試行地区を選定し、ある程度の成果がみられた。例えば、北京市では朝陽区の平房郷、海淀区の唐家嶺、温泉鎮など5つの試行地区で農村建設用地を利用した公共賃貸住宅を合計1万2800戸建設し、低所得者に配分した。今年8月に選定された13の試行都市では、農村建設用地における民間賃貸住宅の供給が実施されることとなり、政府主導の公共賃貸住宅も多くの論点が生ずるものと思われる。

期待される効果と課題

農村建設用地を活用した賃貸住宅供給は、前述「賃貸住宅市場の実態」で述べた4つの問題点がある程度改善すると期待される。

(1) 賃貸住宅不足の解消

外来人口の増加、一般住民の住宅難に伴う賃貸住宅需要が増大している中、都市部とその周辺の農村建設用地を用いて賃貸住宅の供給を増やすことは、完全に解消には至らずとも、賃貸住宅不足の緩和に資すると思われる。

(2) 公共賃貸住宅の増加

供給可能な土地の少なさと土地調達費用の高さなどが公共賃貸住宅の

供給を阻んできた。農村建設用地は調達費用が低く、政府によるインシニアチブも期待できる。従って、20年に向けて公共賃貸の内、農村建設用地の活用割合が増える可能性が大きい。

(3) 家賃負担の軽減

農村建設用地を活用した賃貸住宅は土地の調達費用が低くなることから、家賃負担も軽減されると予測されている。賃貸住宅を建設できる農村建設用地が限られることから、全体の市場賃料を「低下」させる効果は期待できない可能性もあるが、「安定」させる効果はあるのではないかと考えられる。

選定された13の試行都市の政府は、農村建設用地を活用した賃貸住宅の生活インフラ整備・基礎工事の費用負担や、どのように都市計画を定めるかといった様々な課題を有しているが、17年11月未までに具体的な実施措置を公表しなければならぬ。また、現行法との矛盾点も存在しているため、実施に当たっては法改正などの大きな課題も立ちはだかる。しかし、政府が住宅供給体系として販売・賃貸の並行的な推進の方針を固めた以上、一つひとつ課題を解決しながら、賃貸住宅の基盤整備を推進していくものと思われる。



広東省経済の現状

■末吉宗近 軟銀通信科技(上海)有限公司 広州分公司

2017年の現時点での経済状況は、広東省は地区の違いにより大きな格差が生じているが、全体的には順調に景気は伸びており、特に広州市と深圳市を中心に発展が著しい(図1)。

人々の生活の中で、新たなサービスが生じたり、サービスの利用範囲が広がったりと、状況は常に変化している。しかし自動車等が年々増え、交通渋滞や大気汚染は年々悪くなってきているのも事実だ。

広東省の経済成長率は全国的にも高く、中国一の伸びを示している。しかし、多くの産業が珠江デルタ地区に集中しており、大きな格差が生じている。主要地域である広州市、深圳市、それに続いて東莞市、佛山市があり、その次に中山市、惠州市などと続いており、広州市、深圳市から離れた都市ほど、経済状況とインフラ環境などが悪くなっているが、好調な都市を参考にした開発が進められている。

広東省の産業の伸び率が高いのは、

深圳市を中心に多くのベンチャー産業が立ち上がり、販売業績が好調な多くの産業が省内にあるからだと思われる。実際、広東省内を毎日移動していると、相も変わらず新築マンションやオフィスビルの建設が着々と進んでおり、景気の良さがうかがえる。業種によつては衰退している分野もあるが、全体的に見れば、景気はまだ伸び続けていると思われる(表1、図2・3)。

また、経済発展に伴い人件費も上昇してきている。最低賃金は3年間で上昇が止まっているが(表2・3)、景気のいい業界はそれに関わりなく、昇給率は別次元であるといえる。したがって、景気の良し悪しは業界によつて大きく違っていると思われる。以下、広東省の各業界の状況を私が知り得る範囲で説明したい。

■自動車産業

広東省の省都である広州市を中心に伸びているのが自動車産業である。日

系合併の自動車会社も多く、部品メーカーも含め多くの自動車関連企業が集積している。

自動車の新規購入層が依然として存在しており、月別では販売台数にも増減はあるものの、もうしばらくは販売が伸びることが予測されている(図4)。

一方、メーカー別の人気に変化が生じている。地区的には以前から日系車が多い。最近では韓国系の車が極端に減り、その代わりに中国系の車を多く見かけるようになった。新規購入の車は、日系と中国系の自動車がシェアを広げており、車種も以前はセダン系が多かったが、最近では中国の消費者の

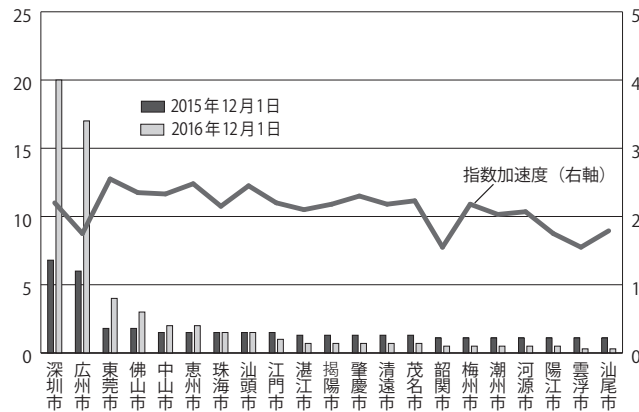
趣向に合うSUVが多くなっており、実際に市内を走る車の数もSUVが増えているように見受けられる。

広州市郊外の新たな区画には、自動車部品工場などが新設されており、自動車業界は依然安定していると言えよう。しかし、中国政府からEV(電気自動車)への政策転換が発表されたことで、今後これにどう対応していくのかが問題になってくる(図5・6)。

■医療サービス

元々中国では医療サービスのレベル

図1 広東省各市のデジタルエコノミー総合指数



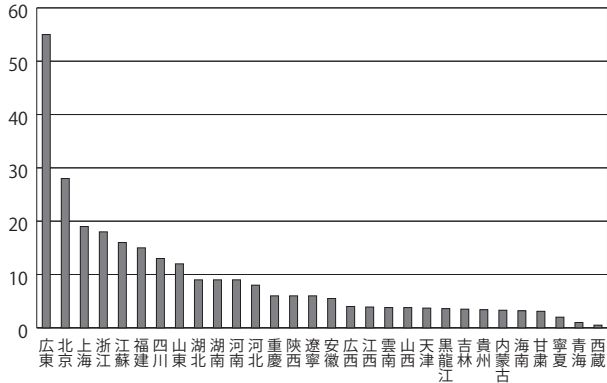
(出所)「広東“互聯網+”数字経済指数報告」より協合作成

表1 広東省の各指数の推移 (2016年4月~17年4月)

指数名	PMI	生産指数	新規受注指数	原材料在庫指数	従業員人数指数	共業配送時間指数
2017/4/1	51.2	51.8	51.1	50.4	51.1	50.9
2017/3/1	51.6	53.1	51.9	51.0	50.5	50.0
2017/2/1	51.4	52.5	52.5	49.9	50.0	50.5
2017/1/1	51.8	53.4	53.3	50.2	49.9	49.9
2016/12/1	52.2	53.9	54.0	50.3	48.8	51.7
2016/11/1	52.0	53.5	54.5	50.4	48.3	50.3
2016/10/1	51.2	52.8	52.8	51.5	48.7	48.4
2016/9/1	50.9	53.5	53.1	48.1	47.9	47.8
2016/8/1	50.1	52.3	52.0	47.6	47.7	47.8
2016/7/1	50.2	51.8	51.1	50.1	47.9	49.0
2016/6/1	50.2	51.3	51.1	49.5	48.5	49.0
2016/5/1	50.7	51.5	51.5	49.7	50.2	49.0
2016/4/1	50.6	51.9	51.5	50.2	50.1	48.0

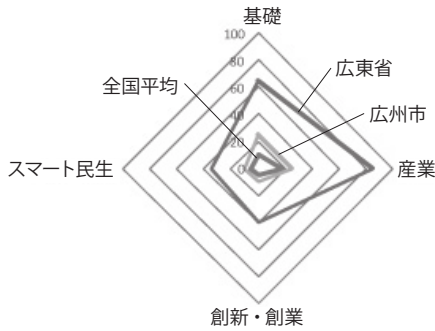
(出所)「2017年4月広東省製造業採購經理指数(重点企業PMI)情況」より協合作成

図2 2017年各省の「インターネット+」デジタルエコノミー総合指数



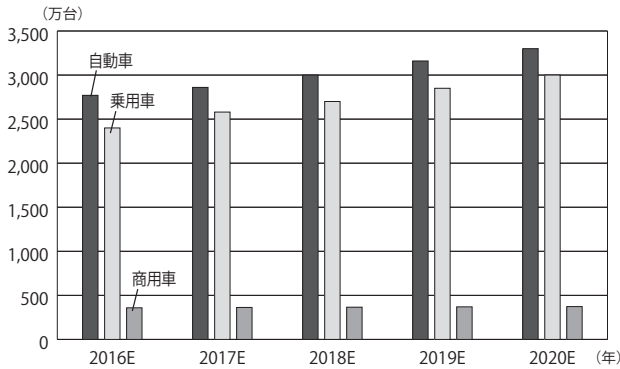
(出所)「広東“互聯網+”数字経済指数報告」より協合作成

図3 広東省、広州市と全国平均の発展指数



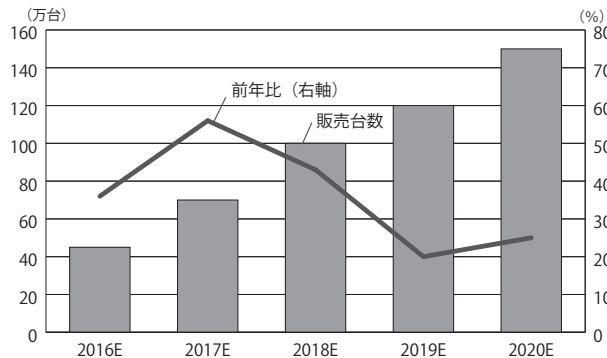
(出所)「広東“互聯網+”数字経済指数報告」より協合作成

図4 2016-20年中国自動車販売数予測



(出所)「2017年中国汽⻋行業發展趨勢及産銷量予測」より協合作成

図5 2016-20年中国新エネ自動車販売数予測



(出所)「2017年中国汽⻋行業發展趨勢及産銷量予測」より協合作成

が低かったこともあって、近年サービスの品質の向上に向け力を入れており、また健康に気を使う土地柄であることも重なって急速に伸びている。今後も、引き続き発展し、より良いサービス、ノウハウなどを取り入れて変わっていくのではないだろうか。海外で提供されている医療サービスを現地にも提供する業者も増えてきている(図7・8)。

■流通業(小売販売業)

小売のネット販売は相変わらず好調であり、ネット販売で購入された大量の荷物が積み重ね、搬送される光景が街に盛り込まれる。ネット販売の増加により人々の消費形態も変わってきている。

■新たな決済サービスの活用

個人消費向けの新たなサービスがどんどん立ち上がっている。食事の配送サービスは、美团などのサービスサイトに登録されている店舗であれば、1人分からでも配送可能で、その配送用

の電動自転車をよく見かける。この様なサービスが多く普及したのも、アリペイ等の携帯電話(スマホ)を使った電子決済が大きく貢献している。この決済方法はあらゆるサービスの支払いに利用されている。現在、日本に進出した自転車レンタルサービスも含め、新しいサービス産業が次々と生まれているが、これは規制を受ける前にサービスを拡大し、規制を受けたら対処するのではないかと思われる。携帯を使った電子決済については、当然リスク回避を考えなければいけない一方で、生活においては、多額の現

■携帯関連製造業

大手携帯メーカーのHUAWEI、

金を持ち歩く必要もなく、ちょっとした買い物ならば財布なしで可能になるので利便性はかなり高い。

■盛況な日系のサービス業

日系のショッピングモールや小売店、飲食店なども増えている。数年前までは店内はそれほど混雑することはなかった所も、近年では非常に混雑するようになった。ラーメン店などは、開店当初は日本と同じように、1〜2時間も並ばなければならぬ店もあった。今や日本のスーパーや飲食店などは、多くの中国人にも受け入れられている。

表2 調整後の各省月給最低賃金基準状況

番号	地区	基準施行時期	月給最低賃金基準 (元)				
			1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
1	上海	2017/4/1	2,300				
2	天津	2017/7/1	2,050				
3	北京	2017/9/1	2,000				
4	広東	2015/5/1	1,895	1,510	1,350	1,210	
	内：深圳	2017/6/1	2,130				
5	江蘇	2017/7/1	1,890	1,720	1,520		
6	浙江	2015/11/1	1,860	1,660	1,530	1,380	
7	山東	2017/6/1	1,810	1,640	1,470	1,380	1,280
8	福建	2017/7/1	1,700	1,650	1,500	1,380	
9	陝西	2017/5/1	1,680	1,580	1,480		
10	貴州	2017/7/1	1,680	1,570	1,470	1,310	
11	新疆	2015/7/1	1,670	1,470	1,390	1,380	
12	河北	2016/7/1	1,650	1,590	1,480	1,340	
13	内モンゴ	2015/7/1	1,640	1,540	1,440	1,470	
14	甘肅	2017/6/1	1,620	1,570	1,520	1,320	
15	山西	2015/5/1	1,620	1,520	1,420		
16	河南	2015/7/1	1,600	1,450	1,300		
17	湖南	2017/7/1	1,580	1,430	1,280		
18	雲南	2015/9/1	1,570	1,400	1,180		
19	湖北	2015/9/1	1,550	1,320	1,225	1,100	
20	江西	2015/10/1	1,530	1,430	1,340	1,180	
21	遼寧	2016/1/1	1,530	1,320	1,200	1,020	
22	安徽	2015/11/1	1,520	1,350	1,250	1,150	
23	青海	2017/5/1	1,500				
24	重慶	2016/1/1	1,500	1,400			
25	四川	2015/7/1	1,500	1,380	1,260		
26	黒龍江	2015/10/1	1,480	1,450	1,270	1,120	1,030
27	寧夏	2015/7/1	1,480	1,390	1,320		
28	吉林	2015/12/1	1,480	1,380	1,280		
29	海南	2016/5/1	1,430	1,330	1,280		
30	西蔵	2015/1/1	1,400				
31	広西	2015/1/1	1,400	1,210	1,085	1,000	

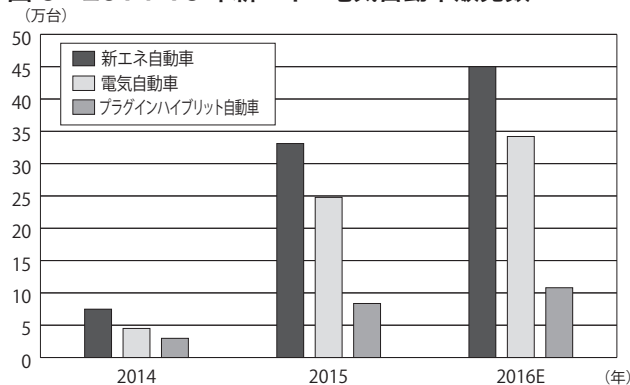
(出所) 人社部および各地の人社局のオフィシャルサイトに基づくデータ。2017年7月15日までの情報

表3 広東省企業従業員の最低基準賃金リスト

類別	月給最低賃金基準 (元/月)	非全日制職員の時給最低賃金基準 (元/時間)	活用地区
第一類	1,895	18.3	広州
第二類	1,510	14.4	珠海、佛山、東莞、中山
第三類	1,350	13.3	汕頭、惠州、江門、肇慶
第四類	1,210	12.0	韶関、河源、梅州、汕尾、清遠、陽江、湛江、茂名、雲浮、潮州、揭陽

(出所) 「広東省人民政府關於調整我省企業職工最低工資標準的通知」より協合作成

図6 2014-16年新エネ・電気自動車販売数



(出所) 「2017年中国汽行業發展趨勢及産銷量予測」より協合作成

中国企業が事業から撤退するなどの影響もあり、生産台数が落ち込んでいくのが現状である。生産量の減少を受けて、関係する部品メーカーも同じように不調が続いているが、一方でライバルだった中国企業が事業から撤退するなどの

能を取り入れ、急激にシェアを伸ばし、中国人の趣向に合わせた販売戦略や機能を

ている。その他、小規模携帯メーカーも多く存在し、海外などへの輸出を中心とする企業もある。部品メーカーと完成品メーカーが近くに存在し、新たな機種の開発に適した環境なので、新たなメーカーが進出しやすくなっている。

を捉え、新たな機種を投入し、シェアを獲得して、流行やニーズの変化の速さに付いていけるかが、生き残れる力ギとなつていられると思われる。

■食品製造販売

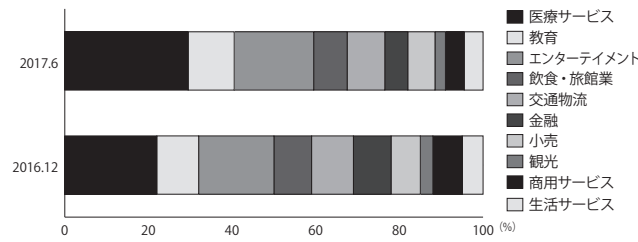
「食は広州にあり」と言われる通り、食品の購入額は伸びている。今では日系の食品製造販売系も何社かあるが、8年前に広州に初めて来た

た当時はほとんどなかった。近年、食の安心・安全問題が問われ、食品の品質等の問題を考えるように消費者意識の変化が生じ、安全な食品を求めて、安心して購入できる店舗を探す購入者が増えている。もちろん、企業努力の賜物でもあることは間違いない。中国の変化に合わせて対応する企業や店が伸びていることを実感している(図9)。

■印刷機器製造業

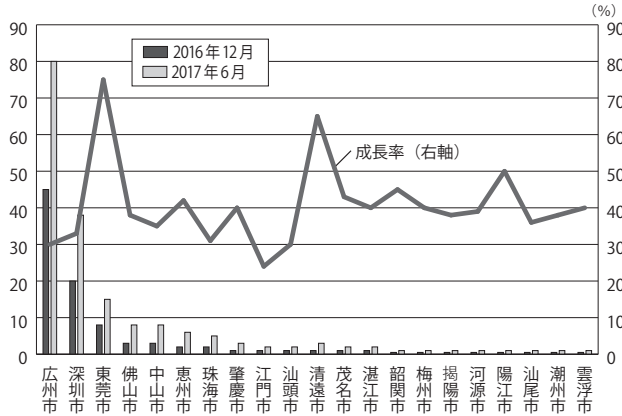
数年前までは好調であった印刷機メーカーの業績は、近年比較的良くない状況が続いている。日系メーカーも深圳・東莞地区に6社ほどあるが、東南アジアへの生産の移管が進んでいることや輸出市場が縮小している影響もあり、生産台数が落ち込んでいくのが現状である。

図7 広東省の四次産業構造比率



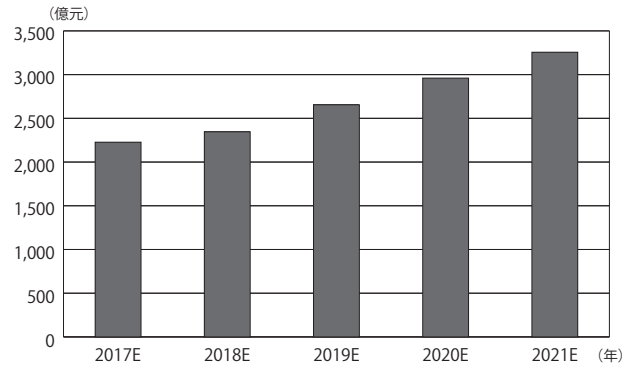
(出所)「広東“互聯網+”数字経済指数報告」より協作成

図8 広東省各市医療産業の2017年上半期成長率



(出所)「広東“互聯網+”数字経済指数報告」より協作成

図9 2017-21年までの中国食品製造業総利益額予測



(出所)「2017年中国食品製造行業發展現狀分析及未來發展前景予測」より協作成

このような体制の中にあると、発展のスピードがとてもし速いことを実感する。広東省では産業を停滞させないための対策がとられており、良い物や必要な物、便利な物を次々と取り入れていき、独

影響で中国系商社が部品を調達できなくなり、新たな販路ができたことにより生産量が回復し、フル稼働している企業もあるという。

■ロボット産業

工場の自動化が進み、ロボット産業は活況を呈している。美的などがドイツのロボット会社を買収し、安川電機と組んで介護ロボットの製造販売を展開するなど、新しい産業として発展していくだろう。

以前から、深圳・東莞地区などではロボットメーカーが複数立ち上がり、おり、販売もされてきている。ロボットを使ったイベントなども盛況で、通

常のイベントよりも人が多く集まるのは、常に新しいロボットが生まれ、そうした新しい物好きの人が多いからだと思う。

■奇妙な連鎖

広東省では従来の取引先が常に変わるなど状況が変化し続けており、厳しい競争の中で、新たな企業も立ち上がっている。その背景として、広東省はベンチャー企業の育成に取り組んでいる。電子部品産業が発展している深圳地区は、ベンチャー企業の育成に力を入れており、若い企業に投資し、育成していく体制が作られ、それによ

て新しい企業が次々と生まれてくるの

ではないだろうか。

また、初めは模倣商品を作っていた企業が、その後自ら研究開発を進め、新しい製品を開発し、今度は模倣される側になるという、奇妙な連鎖が生じている。中にはまずは儲かる物、儲かっている物を真似して商品化して売り、それで得た資金でまた新たな製品を開発する企業もある。

■まとめ

広州地域の一部では古い開発区の再開発などにも取り組んでおり、そのために国営企業の再編も行われた。新しい産業を育てていく方針で補助金を用意され、実際に拠出されていると聞いている。

立心ある実業家も多いため、新しい製品やサービスが次々と生まれているのである。

〈参考文献〉

- ◆ 広東省経済与信息化委員会「2017年4月広東省製薬業採購經理指数(重点企業PMI)情况」
http://www.gdei.gov.cn/zwgk/fpxw/201704/t20170428_126098.htm
- ◆ 広東省人民政府「広東省人民政府關於調整我省企業職工最低工資標準的通告」
http://zwgk.gd.gov.cn/006939748/201502/t20150226_570217.html
- ◆ 騰訊研究院「広東『互聯網+』数字經濟指數報告」
<http://www.useit.com.cn/thread-16131-1-1.html>
- ◆ 中国北方國際汽車教育「2017年中国汽車行業發展趨勢及產銷量予測」
<http://www.beifang.net/news/hangye/2017-02-28/561.html>
- ◆ 「2017年中国食品製造行業發展現狀分析及未來發展前景予測」
中国産業信息网
<http://www.chyxx.com/industry/201709/563023.html>

変化が速いと言われる中国社会だが、特にこの1年の変化は「社会変革」と呼ぶにふさわしい。中国の成長戦略は「イノベーション」と、「一帯一路」を中心とする「海外展開」である。「インターネット+」や「中国製造 2025」が、現実の中国社会にどのようなインパクトを与えるのか、社会がどのように受容し、変容するのかについて考えてみたい。

創新と技術革新 ～中国イノベーションの源泉を探る～

倉澤治雄 科学ジャーナリスト



TOPICS
少額決済を制する者が市場を制する

今年6月に日本銀行が出した1本のレポートが、チャイナウォッチャーの間でちょっとした反響を呼んでいる。

レポートのタイトルは「モバイル決済の現状と課題」だ。これによると、携帯電話やスマートフォンを利用した「モバイル決済」の利用率は、日本の6・0%に対して中国都市部では98・3%に達しているというのだ。

日本の電子マネー利用額は年間約400億ドルに達し、すでに3000万台の携帯やスマホに決済機能が搭載されている。しかし、利用率はわずか6%だ。

一方、中国の都市部ではスマホがないと、買い物や食事さえ不自由になっている。日中友好会館理事で作家の青樹明子さんは、次のように書いている。

「人々は現金を持たず『お財布携帯』だけで生活する。中でも『微信財布』は圧倒的な存在感を示し、それまで万能だった銀聯を使う人をほとんど見かけなくなった」^{注1}

中国でのお財布携帯は2016年後半から急速に普及した。お財布携

帯にはいくつかの技術があるが、中国の「微信支付 (WeChat Pay)」や「支付宝 (Alipay)」は、スマホアプリとQRコードを組み合わせたタイプだ。アプリタイプのメリットはユーザー設定が簡単なこと、店舗側の負担がほとんどないことだ。店舗はQRコードの印刷された紙をレジに置いておくだけでいい。利用するたびに確認のメッセージが届き、セキュリティも比較的堅牢だ。クレジットカードと異なり、与信の必要もなければ手数料もない。決済だけでなく、アカウントさえあれば個人間の送金もできる。

今年8月に発表された「中国インターネット発展状況統計報告書」によると、中国のネットユーザーは7億5100万人、モバイルネットユーザーは7億2400万人だ。また、モバイル決済サービスの利用者は5億200万人で、4億6300万人が実際に店舗での決済に利用しているという。

中国都市部でのスマホ保有率は93%と高く、日本の約72%を超える。16年のスマホの出荷台数は、なんと年間4億6700万台だ。中国ではスマホにアプリが付いてくるのではなく、アプリを使うためにスマホを買うのである。

では、中国でのスマホアプリによる少額決済の普及は何をもたらすのだろうか。

スマホアプリのアカウントはすべて実名登録だ。銀行口座とも紐づいている。スマホには測位機能(位置情報)も搭載されている。SNSの通信履歴も残る。メリットはこうした情報をビッグデータとして処理することで、マーケティング情報や人々の消費行動、あるいは社会全体のトレンドを探る上で強力なツールとなる点だ。

一方で、個人情報や行動はすべて把握される。政府などが恣意的な使い方をするような問題を引き起こすだろう。ある総務省高官に、「日本でもこのような変化が起きるだろうか」と問うたところ、言下に「ありえない」と答えた。2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、スマホアプリでの決済機能は必須だ。一方で、日本の店舗情報が海外に集積されることをどう考えるか、グローバル化を考える上で新たな問題を提起している。

TOPICS
自転車シェアリングに見る社会変革

スマホアプリに関連して話題を呼んでいるのが、中国で爆発的に普及する

自転車シェアリングだ。日本での報道は問題点ばかりが強調されているが、社会に与えるインパクトは小さくない。

丸川知雄東京大学教授は、「自転車シェアリングが中国で成功し、日本で失敗する理由」というニューズウィークの記事で、自転車シェアリングが間違いなく交通渋滞を緩和し、大気汚染を軽減したと指摘する^{注2)}。

自転車シェアリングもスマホアプリの普及と連動して、16年後半から急速に普及した。すでに70社以上が参入し、大都市圏を中心にすでに1600万台が配置された。

利用するにはユーザーが「微信支付」などのアカウントに一定の敷金をチャージする。使う時にスマホのアプリを起動して、自転車に貼られているQRコードを読み取るとカギが開くシステムになっている。どこでも乗ってどこでも乗り捨ててもいい。日本のレンタサイクルとは全く異なるシステムである。価格も1時間当たり1元(約17円)と格安だ。丸川教授は、地下鉄やバス停から自宅までの「ラストマイル」の利用に適しており、特に北京での車の利用は大幅に減ったと強調する。自転車シェアリングは中国の都市に社会革命と言っているほどの変化をもたらしており、そのメリットはデ

メリットを大きく上回っている」。環境へのインパクトもきることながら、「シェアリング」という概念が中国社会に受け入れられたことは驚きだ。「シェア」は相互信頼の上でしか成り立たないからである。

シェアリングは車や住宅にまで広がるのか、丸川教授の言う「社会革命」に匹敵する変化が訪れる予兆かもしれない。中国の自転車シェアリングの大手「モバイク (mobike)」が今年9月、米国の首都ワシントンに進出した。これを米国人はとう受け取るのであろうか？

TOPICS 「創新」と「技術革新」

他にも新しいサービスが続々と登場している。アプリを使った食事のデリバリーサービス、アプリで鍵開けする宅配ボックス、それに上海で始まった完全無人コンビニ「BINGO BOX」など、中国のイノベーションなチャレンジはとどまるところを知らない。

ところで「イノベーション」の定義はOECDのオスロ・マニュアルによつて、プロダクトイノベーション、プロセスイノベーション、マーケティングイノベーション、組織イノベーションなどに類型化されている。社会システムに

パラダイムシフトを起こすような新製品の開発、生産方法の導入、新たなマーケットの開拓、新たな資源の獲得、それに組織の改革などを指すとされる。イノベーションは「技術革新」をはるかに超えた概念である。

中国語の「創新」もかなり広い意味で使われる。中国の李克強首相は今年3月の政府活動報告で、イノベーション(創新)という言葉を科学技術、金融、経済、農村、民生などあらゆる分野の政策に散りばめた。「イノベーションの力で新旧原動力の転換と構造の最適化・高度化を推進する。現在この段階まで発展した我が国に



街角に設置された宅配ボックス

は、改革とイノベーションに頼る以外に活路はない」

イノベーションには時として「創造的破壊」が伴う。例えば「微信支付」の登場で、銀聯カードは危機に立たされるだろう。携帯からスマホへの転換で、メーカーはがらりと入れ替わった。シェアリングでとてつもない売り上げをあげる自転車メーカーが出る一方、自動車販売台数には今後変化が出るかもしれない。将来ドローンによる宅配が出現すれば、流通革命が起きるだろう。中国の自動車(EV (Electric Vehicle))に置き換われば、世界の産業構造が間違いなく変わる。中国では、イノベーションなき企業は一瞬にして淘汰されるのである。それにしても中国社会の変化は速い。「破壊」と「創造」を受け入れるスピードは、日本とは比べ物にならない。中国に長く暮らした青樹さんは、中国社会の変化の速さを見事に表現する。「中国は3か月で変わるといのが通説だったが、それは嘘だ。今の中国は瞬時に変わる」

TOPICS 馬鹿にできない大学 ランキング

イノベーションをけん引するのは若い優秀な人材であり、優秀な人材は

表1 アジア諸国大学のランキング

アジア順位	世界順位	大学	国・地域
1	22	シンガポール国立大学	シンガポール
2	27	北京大学	中国
3	30	清華大学	中国
4	40	香港大学	香港
5	44	香港科技大学	香港
6	46	東京大学	日本
7	52	南洋理工大学	シンガポール
8	58	香港中文大学	香港
9	74	京都大学	日本
9	74	ソウル大学	韓国
11	95	韓国科学技術院	韓国
12	111	成均館大学	韓国
13	116	復旦大学	中国
14	119	香港城市大学	香港
15	132	中国科学技術大学	中国
16	137	浦項工科大学	韓国
17	169	南京大学	中国
18	177	浙江大学	中国
19	182	香港理工大学	香港
20	188	上海交通大学	中国

た「アジア大学ランキング2016」によると、アジアのトップ30大学には中国7大学、韓国6大学、香港5大学がランクインしているのに対して、日本は4大学のみだ。北京大学、清華大学のあとには

レベルの高い大学を目指す。今春、東大合格35年連続トップの開成高校で起きた小さな異変が話題を呼んだ。卒業生の内20人が海外の大学に入学したのである。ハーバード、イエール、プリンストン、コロンビアなどいずれも大学ランキングで東大より上の大学ばかりだ。

「大学ランキング」というと日本では東大、京大の順位しか話題にならないが、海外では優秀な人材を集めるための重要な指標となっており、順位を上げるためにしのぎを削っている。とくに中国政府は1980年代から

一貫して、世界一流の大学を育てるために、戦略的に資金を投下している。最も権威ある英国「タイムズ・ハイヤー・エデュケーション」が9月5日に発表した「世界大学ランキング」によると、中国の躍進と日本の凋落が極めて対照的だった。

トップ30の大学は大半が米国、英国の大学だが、今回初めてアジアの大学3校がランクインした。その3校はシンガポール国立大学(22位)、北京大学(27位)、清華大学(30位)である。東大は世界で46位、アジアでは6位だ。また今年3月に発表され

中国から海外に出る留学生の数も爆発的に増えている。中国の学部卒業生数は00年の95万人から15年には680万人と、ほぼ7倍に増加した。留学生数も00年の約8万人から16年には54万人強と7倍に増えた。留学先は約8割が米国、英国、カナダ、オーストラリアといった英語圏だ。逆に帰国する学生の数は約43万人で、近年、帰国して中国国内で就職する学生が増えている。

重要なことは、海外で学んだ高度人材が、地球規模で知的ネットワークを築いている点だ。01年から15年までの累積留学生数は367万人、累積帰国学生数は209万人であるた

中国科学技術大学、復旦大学、上海交通大学、浙江大学、南京大学などが続く(表1)。

TOPICS 世界規模で広がる中国の知的ネットワーク

教育のグローバル化により、今や世界の留学生数は500万人を超える。日本の高等教育機関に留学している外国人学生数は約15万人、世界シェアのわずか3%である。これに対して、世界から中国に留学している学生数は44万人だ。ほかに中国語を学ぶ学生が57万人いるという。

中国は00年以降わずか20年足らずで、世界規模の知的ネットワークを作り上げたと言える。このネットワークは今後ますます拡大する勢いである。

TOPICS 科学技術のファンダメンタルズ

科学技術のファンダメンタルズ、つまり、研究開発費、研究者数、論文数などを見ても、中国は今や米国に次ぐ科学技術大国であり、分野によっては米国をしのぐ。

購買力平価に換算した研究開発費は、中国がすでに日本のほぼ倍だ。中国の研究開発費は00年頃から急増し、あと数年で米国を追い抜く勢いがある。研究者一人当たりの研究費も、

表2 中国および中国系ノーベル賞受賞者(自然科学3賞)

受賞年	受賞者	賞	生い立ち
1957	楊政寧	物理	西南聯大から米国へ
1957	李政道	物理	西南聯大から米国へ
1976	丁肇中	物理	米国生まれ、両親が台湾から米国留学
1986	李遠哲	化学	台湾国立清華大から米国へ
1997	朱棣文	物理	米国生まれ、父が西南聯大から米国へ元米国エネルギー庁長官(2009~13年)
1998	崔琦	物理	河南省生まれ、香港から米国へ
2008	銭永健	化学	米国生まれ、銭学森の甥
2009	高錕	物理	上海生まれ、香港から英国へ
2015	屠呦呦	生理学・医学	北京大学薬学科

ドイツ、フランス、日本などと比べて遜色がない。

また、研究者数は約145万人で米国の125万人を抜いてトップ、日本の66万人の倍以上である(科学技術要覧平成27年度より)。

アウトプットである論文の量と質は、米国に次ぐ第2位だ。今年3月に発表された「Nature Index」によると、中国は米国にはまだ遠く及ばないものの、日本をはるかに凌駕している。

「工学」分野などではすでに米国を抜いた。「中国ナノテク白書」によると、ナノテク関連の論文数は中国が世界の3分の1を占め、米国の倍以上に達しているという。

イノベーションに係るその他のランキングを見ても、例えば国際特許の出願件数では中国の「華為」と「ZTE」が1位と3位を占めている。2位は米国のクアルコムだ。

世界競争力センター(IMD)の世界競争力ランキング2017でも、トップは香港で中国は18位と日本の26位の上を行く。

TOPICS
究極のイノベーション、ノーベル賞までの距離

今後中国でイノベーションが継続して起きる条件はそろいつつある。まず、社会がイノベーションを受け入れるスピードが圧倒的に早い。どんなに素晴らしい発明、発見でも社会が受け入れなければイノベーションは起きない。また、イノベーションを起こす科学技術ファンダメンタルズは申し分ない。論文数、研究開発費、研究人材など、ヒト、モノ、カネで、中国が米国の地位を脅かす日はそう遠くないだろう。

加えて中国には「規模の優位性」がある。最先端の技術ではなくとも、

13億の市場というパイの大きさから、新しいチャレンジの成り立つ土壌がある。スタートアップ企業のファンディングという観点で見ると、中国は米国と並んで最も恵まれている。

それでも足りないものは何だろうか。あえて挙げれば「基礎研究の伝統」と「学問の自由」であろう。

イノベーションの究極の姿は「ノーベル賞」という形に収束する。物理学、化学、生理学・医学賞の自然科学3賞で、中国人の受賞者はマリリアの治療法を発見した15年の屠呦呦だけである。この事実は何を意味するのか。

実は海外に出た中国系の受賞者はすでに9人を数える(表2)。全員が中国(台湾を含む)で生まれて米英に移住したか、米英で生まれた2世である。優秀な中国人研究者が、基礎研究の伝統と自由な学問研究の場に置かれると、ノーベル賞級の実力を発揮するといふことだ。逆に言つて、中国にはまだそれらが十分でないといふことを示す。

今や米国でPhD.を取得する5万人の内5000人は中国人である。次いでインド人の2000人、韓国人の900人、日本人は100人強だ。日本は00年以降、ノーベル賞受賞者が続出している。研究成果から受賞

までのリードタイムは約25年と言われており、70年代から80年代の研究が評価されてのことである。

中国はこれからだ。中国がこれまで築き上げた知的ネットワークを生かし、基礎研究を重視し、学問の自由を尊重すれば、今後ノーベル賞受賞者が続出してもおかしくない。その意味で言論に対する最近の締め付けは、中国に決して良い効果をもたらさないだろう。自由な精神こそイノベーションの最大の源泉だからである。

北京、上海などの大都市だけでなく、地方の大学にも多くの才能が眠っており、中国の潜在力は計り知れない。ぜひ中国だけでなく、世界に貢献する研究者を数多く輩出して欲しいものである。

(注1)「北京最新事情」微信旋風、シェア自動車…、大きく変わった庶民の生活」サイエンスポータル・チャイナ 2017.6.2

【17-02】
http://www.spcjst.go.jp/experiences/aoki/aoki_1702.html

(注2)「自転車シェアリングが中国で成功し、日本で失敗する理由」Newsweek 電子版 2017.9.13
<http://www.newsweekjapan.jp/marukawa/2017/09/post-31.php>

省エネ・環境コーナー

中国における3R推進の動向と課題

吉田 綾
国立研究開発法人国立環境研究所
資源循環・廃棄物研究センター
循環型社会システム研究室 主任研究員

これまで、中国では使用済み製品や古紙、ペットボトルなどの資源ごみは有価物であり、市場原理による自発的なリサイクルが行われてきた。しかし近年の再生資源価格の低下により、自発的な回収によるリサイクルが難しくなってきた。この現実の急激な変化に対し、中国政府は市民によるごみ分別の促進、また拡大生産者責任制度の実施による新しい制度・システムののもとで、適正な回収・リサイクルを推進しようとしている。

再生資源市場の変化
有価物が無価物に

中国では近年、廃品回収価格が下落し、鉄くず、ガラスくず、古紙などの資源ごみが回収されにくくなっている。古紙1斤(約500グラム)は約0.2元(約3円)と1997年

頃と比べて価格は約半分になった。たくさん集めても大したお金にならないため、回収業者に売ろうとする市民の意欲は低下し、廃品回収者で生計を立てていた人もビジネスから撤退し始めている。都市部における農民工の取締り強化や都市部の不動産価格の上昇、廃品回収者の高齢化が要因として考えられる。加えて環境保護規制が厳しくなったことから、都市周辺で再生資源の回収・加工を行う小規模工場では倒産・操業停止が相次ぎ、一部地域ではすでに廃品の買取が困難となっている。

これまで、中国では「廃棄物などない」と言われるほど、ほとんどの使用済み製品・資源ごみが回収・リサイクルされていた。しかし、今では都市部の回収ネットワークの縮小により、中国の都市部では地方政府が「ごみ分別」に力を入れざるを得ない状況となっている。

上海市におけるごみ分別の取組み

上海市のごみは年々増加し、2015年の生活ごみ排出量は790万トンに達している(図1)。

これを上海市の人口(2415万人)で割ると、年間1人あたり発生量は894グラム/人・日となり、これは東京23区の1人あたり一般ごみ排出量(16年度、812グラム/人・日)よりも高い値である。15年の上海市の焼却率は40%であり、残り60%は衛生埋立等により処分され、ごみの無害化処理(適正処理率)は100%を達成している^{注1}。しかし、市民によるごみ分別率は低く、リサイクル可能な資源が十分回収されないという問題に直面している。

中国では00年に上海市を含めた全国8都市でごみ分別の取組



上海市のある社区のごみ集積場(左から有害ごみ、ガラス、その他ごみ、生ごみ、リサイクル可能物)

みが開始されたが、どれも失敗に終わっている。上海市では、14年5月からごみを湿ごみ(生ごみ)、乾ごみ(その他ごみ)、有害ごみ、リサイクル可能なごみの4種類に分別するルールを導入した。



リサイクル可能物の回収ボックス

府組織（NGO）が住民のごみ分別の実質的な支援を行っている。筆者が17年2月に訪問した上海のあるNGOでは、コミュニケーションカ所につき約3〜6カ月かけてごみ分別の指導・支援を行っている。中国では朝の出勤時と夜の夕食後の1日

さらに15年から生ごみ分別を促進させるため、「緑色帳戸」（以下、グリーンアカウント）という制度が導入された。住民が指定された時間に生ごみを分別して排出すると1回10ポイント（1日最大20ポイント）のポイントがもらえ、ポイントがある程度たまるとタオルや洗剤などの日用品や商品券に交換できる^注。生ごみ分別に参加する市民を増やし、続ける意欲を持たせようという狙いがある。15年にごみ分別人口は400万人、グリーンアカウント利用者は100万人、16年には200万人まで増加した。20年までに上海市の全人口をカバーする計画である。

ごみの分別方法を教える
NGOと住民ボランティア

中国では地方政府に代わって、非政

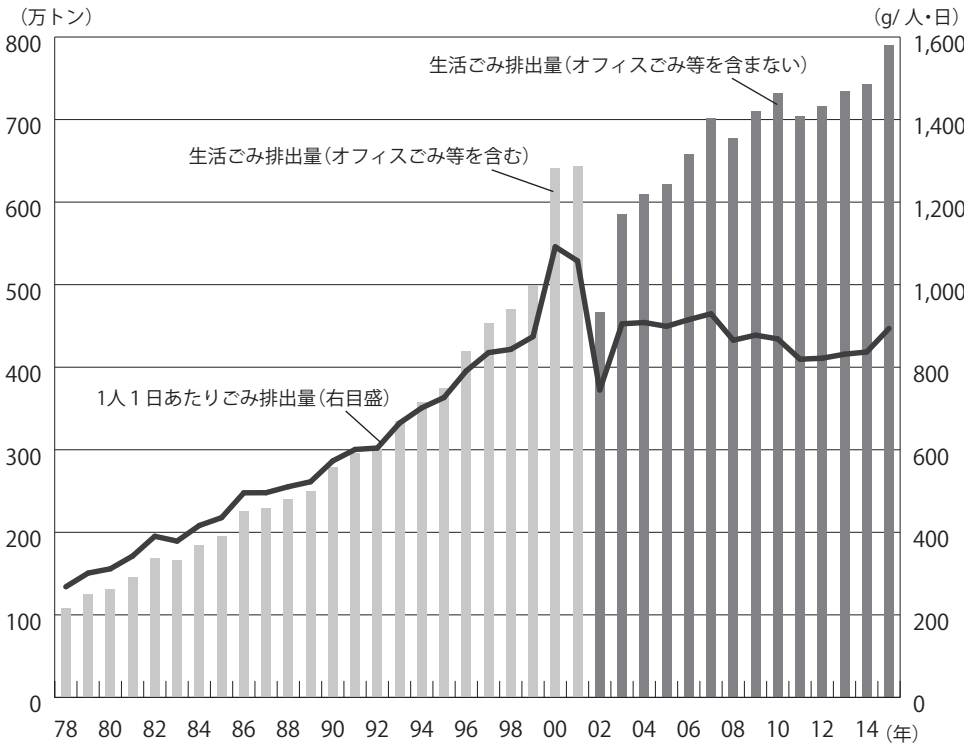
2回ごみを捨てる習慣があるため、ごみ捨ての多い時間（朝と晩の6〜8時頃）にボランティアの人が交代でごみ回収場所の立ち番をする必要があるという。これはごみがキッチンと分別排出されているかを見回るためで、この住民ボランティアの組織が最も重要とすることがあった。上海市玉昌路のある社区では、分別を開始して4年が経つが、引越しによる住民の入れ替わりやお手伝いさんの交代などが頻繁にあるため、今でもボランティアと住宅の管理組合が監視・指導をしないと適切に分別してもらえないという状況であった。グリーンアカウントは物が貰えてお得と評判は良いようだが、「住民自らごみを分別しなければならぬ」「ごみを分別するのは良いことだ」と思う社会的な雰囲気作りはまだ途上

有害廃棄物、リサイクル可能資源の回収状況

上海市の規定では、リサイクル可能物は青色、有害廃棄物は赤色、湿ごみ（生ごみ）は茶色、乾ごみ（その他ごみ）は黒色の分別容器で回収することになっている。有害廃棄物は、廃電

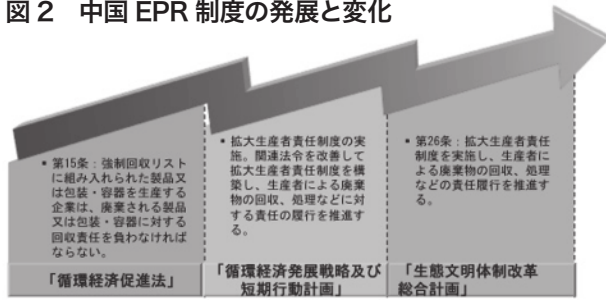
池、蛍光灯、期限切れ薬品、ペンキ缶、殺虫剤缶などが含まれる。上海市内のある社区では、有害廃棄物の収集はある程度たまったら環境保護部門が指定した専門の企業に収集を依頼し、その頻度は1カ月に1回程度だった。リサイクル可能物は、最も価格の低いガラスびんが別途分けられ

図1 上海市生活ごみ排出量の推移



(注) 2002年から、ごみ運搬量中に芥厨やオフィスのごみを含まない。
(出所) 上海市市容管理局「上海統計年鑑」注1

図2 中国EPR制度の発展と変化



(出所) 中国国家発展改革委員会 注5

図3 中国EPR関連法体系



(出所) 図2に同じ

EPRは循環経済促進法第15条において「生産者は強制的回収リストに含まれた製品または包装物の生産者は、廃棄製品または包装物を回収する責任を負う。」と明確に位置付け

ている「コミュニティもあるが、そのほかは写真のように古紙やプラスチック容器など、様々なものが1つの回収ボックスに入れられていた。住宅管理会社からごみ集積場の清掃を依頼された清掃員が種類ごとに分けて、回収業者に収集を依頼する必要があり、清掃員の負担も大きい印象であった。最近では、ネットショッピング増加による大量の梱包材の処理が問題となり、事業者(宅配業者や販売業者等)にも負担させるべきという意見も出てきている^{注6)}。

次に、中国における循環経済における拡大生産者責任制度(Extended Producer Responsibility: 以下、

EPR)の位置付けおよび今後の展望について見ていきたい。

循環経済とEPR推進の気運の高まり

09年1月1日に施行された「循環経済促進法」において、循環経済は「生産、流通および消費等のプロセスで行う廃棄物の減量化、再利用、資源化などの活動の総称」であり、日本における3R(リデュース、リユース、リサイクル)とほぼ同じ内容を指している。中国の循環経済は、廃棄物処理のみならず、生産・流通・消費における資源利用効率に着目し、経済構造の調整・転換・高度化による発展モデルと位置付けている。

EPRに関する法律と実施

中国の循環経済に関する法律の枠

「生産者は強制的回収リストに含まれた製品または包装物の生産者は、廃棄製品または包装物を回収する責任を負う。」と明確に位置付け

られた。政府レベルでも、04年に国家発展改革委員会が「第1回全国循環経済工作会議」を開催したのを始め、その後國務院から循環経済の発展に関する意見が出され、様々なパイロット事業の実施や法律・制度設計が行われた。12年11月に北京で開催された「十八大」(中国共産党第18次全国代表大会)以降、生態文明社会と低炭素社会の構築が重要と位置付けられたこともEPR制度導入の気運を一層高めた。政府は13年にEPRを実施するための中長期戦略「循環経済発展戦略および近期待行動計画」を制定し、15年には中国共産党中央委員会と國務院が「生態文明の建設推進の加速に関する意見」、「生態文明体制改革総合計画」を發布した(図2)。このように党・全人代・中国政府の三者すべてがEPRを重要な制度として位置づけたことから、この2年間で急速にEPRに関する制度・研究が進展した。背景には10年から15年まで行われたJICAプロジェクト「都市廃棄物循環利用推進プロジェクト」の貢献も大きいと考えられる^{注7)}。

中国の循環経済に関する法律の枠

組みは「循環経済促進法」を中心として、その下に「廃棄物電子製品回収条例」や「廃棄物自動車回収管理弁法」など個別リサイクル法が位置付けられ、日本の法体系とよく似た体系となっている(図3)。

中国における最初のEPR制度として、「廃棄物電子機器に関する回収リサイクル管理条例」が11年に導入された。家電が選択された理由は、家電関連産業の利益率が高く導入が比較的容易であったためである。この制度では政府が基金制度を設立し、生産者および輸入者から販売量に応じた料金を徴収する。そして許可を受けた処理企業(以下、フォーマル企業)に対して処理台数に応じて基金から補助金を支払う仕組みになっている。中国では廃家電は有価物であるため、処理業者自ら市中の廃品回収業者から有価で買取りたり、独自の回収ルートを構築したりして、廃家電を集める必要がある。15年にはフォーマル企業による解体処理量が12年の1245万台から7453万台に増え、フォーマル企業の数も109社に増えた。解体処理の適正化(フォーマル化)が大きな成果といえよう。

EPR 制度の今後の展開

16年12月25日国務院弁公室から公表された「拡大生産者責任制度推進計画」(EPR 推進計画)^{注1)}は、生産者の責任をエコデザイン(生態設計)、

再生原料の使用、回収・リサイクルの適正化、情報公開の強化の4つに拡大し、①政策の策定は政府が押し進めるが実質的には市場メカニズムが主導する、②生産者、販売者、消費者による合理的な責任分担を進める、③効果的なインセンティブおよび規制の強化よって製品のエコデザインや再生原料の利用を推進する、④一部の製品・地域から実施して徐々に実施範囲を拡大することを基本原則とした。また、以下のような業務目標(ロードマップ)も示された。

●20年までにEPR制度に関する政策体系をおおむね構築し、製品のエコデザインを推進し、重点品目に該当する製品の適正な回収・リサイクル率を平均40%まで達成する。

●25年までにEPR制度の法令整備を基本的に完了し、法体系を構築し再生原料の使用比率を20%、規範的な回収・リサイクル率50%以上を達成する。

生産における生産者情報の公開を

強化し、生産者の取組み状況を第三者に評価させる仕組みを導入した背景には、生産者の上流側、特にエコデザインについて自主的な取り組みを期待することが難しい中国の国内状況があったと考えられる。

重点対象品目には、電気電子機器、自動車製品、鉛蓄電池、飲料紙製複合容器があげられており、「互聯網+」(インターネットプラス・インターネット)を各産業と融合させ、新業態や新ビジネスの創出を図る考え方を取り入れた方法で、生産者が新しい回収システムを構築することや販売店の逆流通システムを通じた回収を進めることが支持されている。実際、すでに使用済み製品の自動回収機や不用品の訪問回収サービスなど様々な新しい回収ビジネスが試行されており、特に携帯電話については複数のシステムが競争し合っている状況である。ITが従来のインフォーマルセクターによる回収システムをどのように変えるかが注目される。

中国における3R推進の課題

先進国が廃棄物の適正処理、リサイクルの推進、EPRの導入と段階的に進んで来たのに対し、中国は経済構造の転換、廃棄物処理の適正化、

EPRの推進を同時に行っている。ITや市場の活用など中国独自の発想を取り入れ、順調に進んでいるように見えるが、行政システムに関しては大きな変化はみられない。国家発展

改革委員会がマクロな政策を作り、住宅都市建設部がごみ行政の実務を担当し、有価物は商務部が管轄するという縦割り構造が中央から地方まで根強く残っている。当面は工業製品が対象だが、日常的に排出される価値が低い廃棄物については、国家发展改革委員会が商務部や住宅都市建設部などと連携して、より一体的に回収・リサイクルを検討する必要があるだろう。また、回収率・リサイクル率の改善には、信頼できる産業・業界の統計が不可欠であると考えられるが、現状は十分とは言えない。統計の整備が引き続き求められる。

ごみ分別や環境配慮行動を促進するため、中国でも中小学校での環境教育および家電リサイクルや都市鉱山関連施設を公開するなどの取組みが行われるようになった。今年4月に公表された循環経済の13・5計画にあたる「循環発展主導行動」^{注7)}では、使い捨て商品の削減やグリーン・ライフスタイルの形成も盛り込まれた。しかし、実際の意識改革は難

しいことが予想される。人々の意識をどう環境にやさしい方向に変えていくか、これが最も重い課題といえるだろう。

＜参考資料＞

- (注1) 上海市市容管理局「上海統計年鑑」
<http://www.stats-sh.gov.cn/data/toTjnj.html?y=2016>
- (注2) 上海市グリーンアカウント
<http://www.greenfortune.sh.cn/>
- (注3) 『宅配便の包装廃棄物をどうリサイクルするか』『人民日報』16年4月7日
http://www.gov.cn/xinwen/2016-04/07/content_5061847.htm
- (注4) JICA「都市廃棄物循環利用推進プロジェクト」プロジェクト報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P100019368.html>
- (注5) 中国国家発展改革委員会環境資源循環経済発展処「中国EPR制度実践と展望」EPR Asia Platform Forum (16年12月11日、北京)
- (注6) 「拡大生産者責任制度推進に関する国務院弁公室の通知(国弁発[2016]99号)」
http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-01/03/content_5156043.htm
- (注7) 「循環発展主導行動」
http://www.ndrc.gov.cn/gzdt/201705/20170504_846514.html

DT 弁護士法人 ディレクター 外国弁護士 (中国律師)
鄭 林根

規範に対して更なる改正を加え、そのうち、「ロイヤリティ支払の確認」に関する記載方法の改正もありました。13号公告により、企業にロイヤリティの支払いがあり、かつ、これが貨物の輸入価格に含まれていないが、輸入貨物に関連するか否かを確認できない場合、通関申告書の「貨物に関連するロイヤリティ支払の確認」の設問に対し、「YES」と回答しなければならないことが明確化されました。

3 ロイヤリティ課税における企業の自主検査

査定弁法、記入規範などの改正及び関税調査の強化に伴い、16年4月、税関総署の指示のもとで、上海、江蘇、浙江、武漢等の地方税関は開発区などの区域を中心に、輸出入業務を行う自動車部品・電子部品の企業に対して「ロイヤリティ課税専門調査」の実施を通告するとともに、調査に入る前に、企業に対して、ロイヤリティ等の対外支払いおよび輸入貨物の納税状況を、自主的に検査し、報告書を提出するよう要請しました。自主検査とはいえ、税関当局がその検査報告書に対して納得いくまで強くその説明・修正を求めたという情報があります。

なお、自主検査と関連して16年6月19日に国務院は「税関査察条例」^{注5} (国務院令第670号、以下、査察条例という) を改正・公表しました。査察条例では「輸出入貨物と直接に関連する企業が自発的に税関の監督・管理規定に違反したことを報告し、かつ、税関による処理を受け入れた場合、行政処罰は軽いものを選択し、行政処罰を軽減しなければならない」と定めています(査察条例第26条)。この改正により、自主管理制度(自主検査)が正式に確立され、自主検査により自主更正する納税者に対し、処罰低減などの優遇を与えることを明確にしました。

さらに、税関総署は16年9月26日付けで『「税関査察条例」実施弁法』(税関総署令第230号)を合わせて改正しました。これにより、企業の自主管理制度が細分化され、もっと実務的な運用ができるようになりました。

4 企業の留意点と対応策

前記の通り、ロイヤリティ等の税関価格調査が14年以降、強化されています。企業としては税関調査に慎重に対応し、課税リスクを軽減し、税負担などを最小化するように準備する必要があります。

① 資料準備、日常管理に留意

査定弁法、記入規範の改正などから、税関が関連取引やロイヤリティ支払についての審査に力を入れる傾向が見て取れます。特にロイヤリティの支払については、自主管理制度の導入などにより、企業の自己管理の責任が加重されています。例えば、企業がロイヤリティの申告において「NO」と回答したが、ロイヤリティと輸入貨物の間に関連性がないことを証明できない場合、虚偽申告とみなされ、通関時間の延長や価格の再査定、税金の追徴、税関の企業信用ランクの下落等、法律責任リスクに直面する可能性があります。企業は日常的な関税管理において全面的な自己検査を行い、日々の管理業務における潜在的な関税リスクを特定し、適時に補足、修正し、税関調査に備える必要が

あります。

② 内部帳簿、帳票などの資料管理の強化

査察条例では、「輸出入貨物と直接に関連する企業、組織が、健全な会計制度を確立しており、アプリケーションを通じて正確かつ漏れなく記帳、計算ができる場合、そのアプリケーションに保存されている会計記録や出力された会計記録を会計資料とみなす」(査察条例第8条)とされ、税関調査において、企業の内部帳簿、帳票などの資料管理が証明責任の面において、より重要なものとなりました。

なお、ロイヤリティ関連の契約条項、技術資料、財務数値の検証・確認、輸入状況の記録・整理により、輸入貨物がロイヤリティとの関連性について財務数値をもって税関に説明することができれば、ロイヤリティ課税リスクを軽減し、または課税金額を最小限に抑えることも考えられます。

③ 自主申告及び情報提供への協力

通常、税関が調査に入る前、既に外貨管理、商務部門、銀行などを通じて、企業の実際の取引状況、送金状況を把握しているといわれています。企業が自主申告、情報提供などにおいて、虚偽申告などがあるとみなされる場合、重い処罰を受けるリスクがあります。

なお、中国においては、企業情報公示制度の整備が積極的に進められ、税関総署も「税関企業信用管理暫定弁法」(税関総署第225号令)を公布・施行しています。従前と異なり、税関は、企業の輸出入に係る関連情報をその他の政府関連部門と共有、開示していると認識すべきです。

④ 専門機関の活用

ロイヤリティの課税は、課税条件の検証、関係性のある部分の算定、課税金額の概算など、多岐にわたる専門知識が必要となります。専門機関の起用により関税問題やリスクの特定、税関当局とのより積極的な交渉が期待できると考えられます。特に、査察条例の改正により税関査察における仲介機構の導入が明確化され、「査察対象企業が会計や税務専門機関などに委託して専門機関によりまとめた専門性を有する結論について、税関はそれを税関査察の参考にする」(査察条例第21条)とされたので、税関問題に悩まされる場合、積極的に専門機関を活用することがお勧めです。

(本記事の意見にわたる部分は筆者の私見であり、所属する組織の公式見解ではありません)

(注1) 06年3月28日に発布された税関総署令148号を改正したもので、13年12月25日発布、2014年2月1日施行。

(注2) ライセンスに係る権利の使用料については、特許またはノウハウ以外に、商標権、著作権、ディストリビューション権、販売権その他の類似する権利も含まれるが、本文では、特許またはノウハウのロイヤリティのみを説明する。

(注3) 08年8月4日「税関輸出入貨物通関申告書記入規範」(税関総署08年第52号)により改正。

(注4) 17年3月16日付で税関総署『「輸出入貨物税関申告書の記入規範」の改正に関する公告』(税関総署公告[2017]13号)〔13号公告〕

(注5) 1997年1月3日『中華人民共和国税関査察条例』の公布・施行により、税関査察制度が確立された。その後11年1月8日改正、今回は施行20年後、抜本的な改正となった。



中国における税関によるロイヤリティ課税

Q 中国現地法人に貨物を輸出しており、成約価格に税関によるロイヤリティの加算課税が求められており、また自主検査も求められています。最近の中国税関によるロイヤリティ課税について、その仕組み、新しい動き及び留意点をご教示ください。

A 外国企業の中国子会社が中国税関からロイヤリティに対して関税及び輸入段階増徴税の納付を求められるケースが急増しています。特に2014年以来、中国税関は成約価格へのロイヤリティの加算状況について、全土において専門的な調査を展開し、そのうち、自動車部品業界、電子部品業界を重点対象に調査を実施しました。その結果、数多くの企業が数千万ないし億単位の人民元の追納が発生し、経営・財務に影響をもたらすケースも出てきています。

1 税関によるロイヤリティに対する課税の仕組み

中国における関税価格の確定についてその法的根拠としては「税関輸出入貨物課税価格査定弁法」（税関総署第213号令。以下「査定弁法」^{注1}）があり、輸入貨物の成約価格の判定及び加算すべき費用を下記の通り規定しています（査定弁法第7条、査定弁法第11条）。

「輸入貨物の成約価格」については、「売主が当該貨物を中国国内に対し販売する際に、買主が当該貨物を輸入するため売主に対し実際に支払い、又は支払うべきであり、かつ、規定に従い調整した後の代金総額を指し、直接に支払う代金及び間接に支払う代金を含む」（査定弁法第7条）としたうえで、「成約価格を基礎として輸入貨物の課税価格を審査して確定する場合には、当該貨物につき実際に支払い、又は支払うべき価格に含まれない次に掲げる費用又は価値は、これを課税価格に算入しなければならない」（査定弁法第11条）と定めています。そのうち、加算すべきロイヤリティの条件については「買主が売主又は関係当事者に対し直接に、又は間接に支払う必要があるライセンスに係る権利の使用料^{注2}。ただし、次に掲げる事由の1つに適合するものを除く。①ライセンスに係る権利の使用料と当該貨物とに關係のないとき、②ライセンスに係る権利の使用料の支払いが、当該貨物の中国国内に対する販売に係る条件を構成しないとき」（査定弁法第11条第3号）と明確にしました。

さらに、①のロイヤリティと輸入貨物の関係性について、査定弁法は、次のように規定しています。

「ロイヤリティが特許権又はノウハウ使用権の支払いに用いられ、かつ、輸入貨物が次に掲げる事由の1つに属するとき、そのロイヤリティについては、輸入貨物と關係があるものとみなさなければならない。①特許又はノウハウを含むもの、②特許方法又はノウハウを用いて生産されたもの、③特許又はノウハウを実施するため専門的に設計され、又は製造されたもの」（査定弁法第13条1号）

実務では中国における多くの外商投資企業は、親会社と「技術移転契約」、商標権使用許諾契約など（以下「ライセンス契約」という）を締結し、対価としてロイヤリティを支払っています。また、生産活動において、親会社から原材料・部品を輸入し、その原材料・部品をもとに組み立てなどの加工を行い、中国国内外に販売を行っています。

従来、企業ではライセンス契約に基づく支払と貨物輸入契約とは無関係なものと認識し、契約の取決め・表現をあまり吟味

しておらず、上記の①や②の事由に該当してしまい、税関から、原材料・部品を輸入する際の成約価格に「ライセンス契約」で定められたロイヤリティを加算するように求められることがよくあります。さらに、親会社が中国子会社から受け取るロイヤリティはその子会社が製造する製品の製造方法を教えてあげることの対価として設計されることが多いので、③の事由が問題になる場合もしばしばあります。

なお、輸入貨物とロイヤリティの関係性について、規定上、その証明責任が輸入者である中国子会社にあることとされていますので、その関係性がないことを証明できていないため、自動車関係メーカー・家電メーカーにおいて、ロイヤリティ課税の対象となってしまうケースが多いようです。

2 ロイヤリティ課税の制度整備

査定弁法の実施の徹底に伴い、16年3月24日、税関総署は「輸出入貨物通関申告書（中国語：報関単）記入規範」（以下「記入規範」^{注3}）を改正しました。この改正で特筆すべきなのは通関申告書のフォーマットに、新たに「特殊關係の確認」、「価格への影響の確認」、「ロイヤリティ支払の確認」の3つの申告項目を追加されていたことです。

従来、税関が輸入貨物の課税価額を査定する際に、以下3つの要素を考慮しながら、貨物の課税価額を判定・確定していますが、「特殊關係」、「価格への影響」、「ロイヤリティの支払い」の状況に関しては、企業の自主申告がなければ、税関が人民銀行・外貨管理局のクロスボーダー支払システムや、国際収支申告システムにおける定期的なデータ交換を行う手段がなく、企業の支払状況を取得把握することは困難なことでした。

- ① 売り手と買い手に特殊關係が存在するか否か
- ② 売り手と買い手に存在する特殊關係が課税価格に影響を与えたか否か
- ③ 課税価格にロイヤリティ支出が含まれているか否か

記入規範の改正により、税関総署は上記の3項目を自主申告の項目として追加したので、企業は通関申告書を記入する際に、「特殊關係」などの関連情報を自主的に申告することが必要となりました。特にロイヤリティの支払いの確認についてその記入（「YES」or「NO」）を企業に求めることにより、貨物の輸入とロイヤリティの支払いがリンクされることとなり、税関が貨物の課税価格を査定する際に、これらの情報をもとに監督管理を強化することが容易となります。

なお、17年3月に税関総署が13号公告^{注4}を公布し、記入

情報クリップ

2017年9月

■ 9/11 上海市人民政府弁公庁一行の訪日

沈権・上海市人民政府弁公庁副主任を団長とする一行が9月9日から13日にかけて、日本における電子行政サービスに関する交流のために来日した。中国では2017年末までに、一体化した電子政府サービスプラットフォームの建設が各省、市、区の人民政府、国務院関連部門に求められている。上海市弁公庁は今回の訪日で、日本における電子行政サービスに関する政策や経験を参考とすべく、内閣官房、大阪府等の関連行政機関と意見交換を行った。特に、行政機関や中央と地方の情報共有手法、行政手続きの利便化、簡略化に関心が高く、今後の課題として行政手続きの集約化、データ形式の統一化が挙げられた。



上海市弁公庁一行来会

■ 9/13 「中国德州-日本企業(東京)懇談会」開催

陳勇・中国共産党徳州市委員会書記を団長とする山東省徳州市経済貿易代表団が9月12日から15日にかけて来日した。13日に東京において、当協会と山東省政府駐日本経済貿易事務所との協力の下「中国德州-日本企業(東京)懇談会」を開催した。懇談会を通じ、日本経済界、特に今後中国進出を検討している日本企業に、徳州市の投資環境および貿易チャンス、省エネ・環境、現代製造業、インフラ整備、化学工業、加工食品等の分野における対日経済交流の推進計画を紹介した。

■ 9/21 河北省工業・信息化庁の研修団が来訪

段潤保・河北省工業・信息化庁副庁長を団長とする研修団14人が来日し、当協会を訪問した。本研修団は、国家專家局が派遣し、会員企業である東華商事が受け入れたもので、省内各市の工業信息化責任者をメンバーとする。日本における工業構造転換、グリーン発展と創新、クリーン生産と資源リサイクル、汚染対策、グリーン発展の国際新基準、世界の最新ITと工業化の結合、電子商業創新と企業のモデル

チェンジ、リスクの予防と应急管理、企業資金管理と対策等を学ぶことが目的。当協会より、「日中省エネルギー・環境総合フォーラム」をはじめとする協会の省エネ・環境交流活動について紹介し、また、石原明・省エネルギーセンター特別参加が「日本の省エネルギー技術の動向」と題して講義を行った。

■ 9/26 省エネ・環境技術交流会(天津)の開催

天津経済技術開発区(TEDA)にて、当協会主催の「第11回日中省エネルギー・環境総合フォーラムに向けた省エネ・環境技術交流会」を開催した。



本交流会では、日本企業の技術・製品の紹介が行われたほか、中国側企業から技術・ソリューションのニーズについて紹介があり、双方の理解促進につながった。

また、日中協力プロジェクトの形成を一層促進するため、両国企業のビジネスマッチングを実施。日中合わせて76社(約120人)の関連企業・団体が参加し、活発な交流が行われた。参加した日本企業は1社につき平均3社の中国企業と交流し、中には今後ビジネスにつながるものが期待されるものも多かった。

JC NDA NEWS

2017年9月の日中東北開発協会の活動から

■ 9/21 NPO法人北東アジア輸送回廊ネットワーク第16回研究フォーラムに参加

日中東北開発協会は、掲題法人の北東アジアにおける国際輸送ルートの拡張、活性化等に関する活動に協力している。フォーラムでは「中国を正しく理解するための三か条～一带一路の現場を見て～」と題して、杉本勝則・北京外国語大学北京日本学研究中心客員教授が講演した。

J+C ECONOMIC JOURNAL

2017年12月号は・・・

■ SPECIAL REPORT

中国の最新ビジネス環境
動向2017-2018

日中経協ジャーナル

2017年11月号(通巻第286号)平成29年10月25日発行

発行人 高見澤学 今村健二

発行所 一般財団法人日中経済協会

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

東京 〒102-0071 東京都千代田区富士見1-1-8 千代田富士見ビル2階

TEL. 03-5226-7351 FAX. 03-5226-7221

大阪 〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所ビル2階

TEL. 06-4792-1776 FAX. 06-4792-1778

URL: <http://www.jc-web.or.jp>

禁無断転載 © JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION 2017

デザイン・印刷 ホクエツ印刷株式会社 TEL. 03-5245-8821

*当財団会員の誌購読料は会費に含まれております。

定価 本体800円+税(送料共) ISBN: 978-4-88880-252-9 C2033

編集後記

安定的成長と構造改革のバランスの中で、慎重かつ大胆な試行を続けているように思える中国の経済運営をフォローしていますと、ふと、着陸に向かうパイロットの姿が浮かんできました。パイロットは、着陸コースを計器から得られる内部データや気候などの外部データを冷静に分析した上で決めなければならず、その上一度決めたコースを最後まで遂行する強い意志と、予想外の事態に即座に対応できる適応力が求められます。今後中国が経済の運営において、どのようなルートを辿ってソフトランディングに向かうのか、しかと見続けていきたいと思っています。(久力)

*購読のお申し込み先

政府刊行物東京サービスステーション

東京官書普及株式会社 通信販売課

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-2

TEL. 03-3292-3701 FAX. 03-3292-1670

下記ホームページからもお申込みになります。

URL: <http://www.tokyo-kansho.co.jp>



日中国交正常化 45周年および 日中平和友好条約締結 40周年認定事業



2017年度

日中経済協会合同訪中代表団 派遣概要

日中経済協会は 1975 年以来、毎年我が国経済界首脳からなる訪中代表団を派遣し、両国間の経済協力促進のための対話と交流を行って参りました。

今年は、昨年に引き続き、日本経済団体連合会、日本商工会議所とともに合同訪中代表団として組織し、2017 年 11 月 20 日（月）から 26 日（日）の日程で北京ならびに広東省への訪問を予定しております。

今回で第 43 回目の派遣となる本代表団は、昨年と同様に北京において国家指導者をはじめ関係政府機関との交流を通じて相互理解に努めるとともに、中国の企業家との交流も実施する予定です。

また、今年の地方視察は、中国でも特にイノベーションを原動力とする発展が著しい広東省を訪問し、現地政府との交流や注目企業への視察活動などを実施する予定です。

派遣時期：

2017 年 11 月 20 日（月）～ 11 月 26 日（日）

北京活動：11 月 20 日（月）～ 23 日（木）

広東活動：11 月 23 日（木）～ 26 日（日）

受入機関：

中国国際貿易促進委員会（姜増偉会長）

問い合わせ先：

日中経済協会 事業開発部

TEL 03-5226-7353

日程（案）

月日（曜）	内容	宿泊
11 月 20 日（月）	羽田→北京（NH961）	北京
11 月 21 日（火） ～ 23 日（木）	◎国家指導者会見 ◎国家発展改革委員会、商務部、 工業信息化部それぞれとの全体 会議 ◎日中企業家対話 他	
11 月 23 日（木） ～ 26 日（日）	◎広東省訪問（広州、深圳） ◎広東省指導者会見、省政府との 交流、企業視察 他 広州→成田（NH924）	広州 深圳



Smart Challenge TEDA

美しい世界都市へ。天津

Beautiful New World, Tianjin

中国経済の新たな中核として 期待が高まる天津濱海新区とTEDA

「京津冀(北京市・天津市・河北省)協同発展戦略」により今、
TEDAはさらなる発展と充実が期待されています。

TEDA:天津経済技術開発区
(Tianjin Economic-Technological Development Area の英字略称です)



天津経済技術開発区 日本事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-4-7 アトム麹町タワー 4階
Tel. 03-3221-8298 E-mail:hanyr@tedajp.com / doyamasi@tedajp.com

一般財団法人 日中経済協会
JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION